

平成28年第1回諏訪広域連合議会定例会

平成28年3月24日 開 会

平成28年3月25日 閉 会

目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧表	6
会議録第1号〔3月24日（木）〕	7
議案第1号から議案第21号まで21件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
議案第1号から議案第5号、議案第7号から議案第15号、議案第17号から議案第19号並びに議案第21号 事務局長補足説明	
議案第6号、議案第16号及び議案第20号 消防長補足説明	
議案第1号から議案第21号まで21件各質疑、各常任委員会付託	
会議録第2号〔3月25日（金）〕	41
一般質問	
議案第1号から議案第21号まで21件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	71

諏訪広域連合告示第2号

平成28年第1回諏訪広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年3月17日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 平成28年3月24日 午後1時30分

2 場 所 諏訪市役所 議 場

平成 2 8 年 第 1 回 諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	本 会 議	委員会・協議会
3月24日 (木)	12:30		議会運営委員会
	13:00		全員協議会
	13:30	(開会) 広域連合長あいさつ 議案説明 議案質疑 委員会付託	
	15:00		常任委員会 議案審査
	17:00		
3月25日 (金)	10:00	一般質問 委員長報告 質疑、討論 採決	
	12:00	(閉会)	

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議 席

1 番	中 村 奎 司
3 番	小 池 忠 弘
5 番	加々見 保 樹
7 番	樋 口 敏 之
9 番	小 池 賢 保
1 1 番	竹 村 安 弘
1 3 番	遠 藤 真 弓
1 5 番	浜 幸 平
1 7 番	小 平 雅 彦
1 9 番	近 藤 一 美
2 1 番	吉 澤 美樹郎

議 席

2 番	河 西 猛
4 番	織 田 昭 雄
6 番	伊 藤 玲 子
8 番	望 月 克 治
1 0 番	小 松 一 平
1 2 番	今 井 秀 実
1 4 番	八 木 敏 郎
1 6 番	小 池 和 男
1 8 番	井 上 登
2 0 番	宮 下 和 昭
2 2 番	奥 野 清

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

本定例会に付議された事件

○広域連合長提出

- 議案第 1 号 諏訪広域連合行政不服審査会条例を定めるについて
- 議案第 2 号 諏訪広域連合情報公開条例の一部改正について
- 議案第 3 号 諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第 4 号 諏訪広域連合非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 5 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 議案第 7 号 諏訪広域連合と湖北行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 議案第 8 号 諏訪広域連合と諏訪南行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 議案第 9 号 諏訪広域連合と湖周行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 議案第 10 号 諏訪広域連合と諏訪市・茅野市衛生施設組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 議案第 11 号 諏訪広域連合と南諏衛生施設組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 議案第 12 号 諏訪広域連合と諏訪中央病院組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 議案第 13 号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 議案第 14 号 平成 27 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 15 号 平成 27 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 16 号 平成 27 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 17 号 平成 28 年度諏訪広域連合一般会計予算
- 議案第 18 号 平成 28 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算
- 議案第 19 号 平成 28 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算
- 議案第 20 号 平成 28 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算

議案第 21 号 平成 28 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算

○一般質問

3 人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

平成28年3月

順 序	氏 名	通 告 内 容
1	今 井 秀 実 (岡谷市)	諏訪広域連合の事業課題と各市町村の「広域連携」課題との関係、 棲み分けについて
2	井 上 登 (諏訪市)	1. 昨今の介護施設等の運営について 2. 虐待の防止など事件、事故の対応
3	望 月 克 治 (茅野市)	諏訪東京理科大と広域連合の関係について

平成２８年第１回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第１号）

平成２８年３月２４日（木）

午後 １時３０分 開会

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 会期の決定
- 日程第 ３ 議案第 １号 諏訪広域連合行政不服審査会条例を定めるについて
- 日程第 ４ 議案第 ２号 諏訪広域連合情報公開条例の一部改正について
- 日程第 ５ 議案第 ３号 諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 ６ 議案第 ４号 諏訪広域連合非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 ７ 議案第 ５号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 ８ 議案第 ６号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 ９ 議案第 ７号 諏訪広域連合と湖北行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 日程第 １０ 議案第 ８号 諏訪広域連合と諏訪南行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 日程第 １１ 議案第 ９号 諏訪広域連合と湖周行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 日程第 １２ 議案第 １０号 諏訪広域連合と諏訪市・茅野市衛生施設組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 日程第 １３ 議案第 １１号 諏訪広域連合と南諏衛生施設組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 日程第 １４ 議案第 １２号 諏訪広域連合と諏訪中央病院組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 日程第 １５ 議案第 １３号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 日程第 １６ 議案第 １４号 平成２７年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第１号）
- 日程第 １７ 議案第 １５号 平成２７年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第２号）

- 日程第 18 議案第 16 号 平成 27 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 17 号 平成 28 年度諏訪広域連合一般会計予算
- 日程第 20 議案第 18 号 平成 28 年度諏訪広域連合救護施設ハヶ岳寮特別会計予算
- 日程第 21 議案第 19 号 平成 28 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算
- 日程第 22 議案第 20 号 平成 28 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算
- 日程第 23 議案第 21 号 平成 28 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算

〜〜

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3～日程第 23

議案第 1 号 諏訪広域連合行政不服審査会条例を定めるについてから議案第 21 号 平成 28 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算まで 21 件一括議題

広域連合長あいさつ、提出議題の説明

議案第 1 号から議案第 5 号、議案第 7 号から議案第 13 号、議案第 14 号及び議案第 15 号、議案第 17 号から議案第 19 号並びに議案第 21 号 事務局長補足説明

議案第 6 号、議案第 16 号及び議案第 20 号 消防長補足説明

議案第 1 号から議案第 21 まで 21 件各質疑

議案第 1 号から議案第 4 号、議案第 6 号から議案第 13 号、議案第 16 号、議案第 17 号のうち所管部分、議案第 20 号及び議案第 21 号 総務消防委員会に付託

議案第 5 号、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 17 号のうち所管部分、議案第 18 号及び議案第 19 号 福祉環境委員会に付託

散 会

〜〜

○出席議員（21 名）

議 席		議 席	
1 番	中 村 奎 司	2 番	河 西 猛
3 番	小 池 忠 弘	4 番	織 田 昭 雄
5 番	加々見 保 樹	6 番	伊 藤 玲 子
7 番	樋 口 敏 之	8 番	望 月 克 治
9 番	小 池 賢 保	10 番	小 松 一 平
11 番	竹 村 安 弘	12 番	今 井 秀 実
13 番	遠 藤 真 弓	14 番	八 木 敏 郎

15番	浜 幸 平	16番	小 池 和 男
18番	井 上 登	19番	近 藤 一 美
20番	宮 下 和 昭	21番	吉 澤 美樹郎
22番	奥 野 清		

○欠席議員（ 1名）

17番 小 平 雅 彦

~~~~~

○説明のため出席した者の職氏名

|             |           |             |         |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 広 域 連 合 長   | 金 子 ゆ か り | 副 広 域 連 合 長 | 今 井 竜 五 |
| 副 広 域 連 合 長 | 柳 平 千 代 一 | 副 広 域 連 合 長 | 青 木 悟   |
| 副 広 域 連 合 長 | 小 林 一 彦   | 副 広 域 連 合 長 | 五 味 武 雄 |
| 監 査 委 員     | 北 原 國 男   | 事 務 局 長     | 宮 坂 茂 樹 |
| 会 計 管 理 者   | 湯 沢 広 充   | 企 画 総 務 課 長 | 橋 爪 誠   |
| 情 報 政 策 課 長 | 永 田 賢 二   | 介 護 保 険 課 長 | 原 田 初 秋 |
| 八 ャ 岳 寮 寮 長 | 田 村 茂 正   | 消 防 長       | 佐 久 卓   |
| 岡谷市広域担当課長   | 山 岸 徹     | 諏訪市広域担当課長   | 木 島 清 彦 |
| 茅野市広域担当課長   | 小 池 徹     | 下諏訪町広域担当課長  | 山 田 英 明 |
| 富士見町広域担当課長  | 植 松 佳 光   | 原村広域担当課長    | 折 井 為 彦 |

~~~~~

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記 長	松 崎 寛	企画総務課総務係長	国 枝 准 也
書 記	武 居 靖 彦		

~~~~~

平成28年3月24日（木）

## 第1回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 （ 2 － 1 ）

開会 午後 1時30分

散会 午後 3時46分

（傍聴者 なし）

開 会 午後 1時30分

---

**竹村安弘議長** ただいまから平成28年第1回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 1時30分

---

**竹村安弘議長** これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は21人であります。日程はあらかじめ配付いたしました。

---

#### ○日程第 1

##### 会議録署名議員の指名

**竹村安弘議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、2番河西猛議員、20番宮下和昭議員を指名いたします。

---

#### ○日程第 2

##### 会期の決定

**竹村安弘議長** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月25日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

#### ○日程第 3

##### 議案第 1号 諏訪広域連合行政不服審査会条例を定めるについて

#### ○日程第 4

- 議案第 2 号 諏訪広域連合情報公開条例の一部改正について
- 日程第 5
- 議案第 3 号 諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 6
- 議案第 4 号 諏訪広域連合非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 7
- 議案第 5 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 8
- 議案第 6 号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 9
- 議案第 7 号 諏訪広域連合と湖北行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 日程第 10
- 議案第 8 号 諏訪広域連合と諏訪南行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 日程第 11
- 議案第 9 号 諏訪広域連合と湖周行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 日程第 12
- 議案第 10 号 諏訪広域連合と諏訪市・茅野市衛生施設組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 日程第 13
- 議案第 11 号 諏訪広域連合と南諏衛生施設組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 日程第 14
- 議案第 12 号 諏訪広域連合と諏訪中央病院組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について
- 日程第 15
- 議案第 13 号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に

基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について

○日程第 16

議案第 14 号 平成 27 年度諏訪広域連合救護施設ハヶ岳寮特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 17

議案第 15 号 平成 27 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 18

議案第 16 号 平成 27 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 19

議案第 17 号 平成 28 年度諏訪広域連合一般会計予算

○日程第 20

議案第 18 号 平成 28 年度諏訪広域連合救護施設ハヶ岳寮特別会計予算

○日程第 21

議案第 19 号 平成 28 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算

○日程第 22

議案第 20 号 平成 28 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算

○日程第 23

議案第 21 号 平成 28 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計  
予算

竹村安弘議長 日程第 3 議案第 1 号から日程第 23 議案第 21 号までの 21 件を一括議題といたします。

広域連合長より招集の挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 本日、ここに平成 28 年第 1 回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には大変御多忙の中を御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会には、条例議案 6 件、事務の受託案件 7 件、補正予算 3 件並びに各会計の平成 28 年度予算 5 件の合わせて 21 件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明申し上げます。

初めに、条例議案について御説明いたします。

議案第 1 号 諏訪広域連合行政不服審査会条例を定めるについてであります。これは行政不服審査法の第三者機関である行政不服審査会を広域連合に設置するため、新設するものであります。

次に、議案第 2 号 諏訪広域連合情報公開条例の一部改正についてであります。これは行政不服審査法の改正に伴い、情報公開の不服申し立ての規定を改正するものであります。

次に、議案第 3 号 諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正についてであります。これも行政不服審査法の改正に伴い、個人情報の保護の不服申し立ての規定を改正するものであります。

次に、議案第４号 諏訪広域連合非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。これは行政不服審査会を広域連合に設置することに伴い、行政不服審査会の委員の報酬を定めるため改正するものであります。

次に、議案第５号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてであります。これらは厚生労働省令の基準に基づき定めておりますが、当該省令の一部改正に伴い二つの条例の一部改正を一つの条例で改正するものであります。

次に、議案第６号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正についてであります。これは対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い改正するものであります。

次に、事務の受託案件について、同一内容の議案のため一括説明をさせていただきます。

議案第７号 諏訪広域連合と湖北行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託についてから、議案第１３号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託についての７議案であります。これらは諏訪広域連合が、湖北行政事務組合、諏訪南行政事務組合、湖周事務組合、諏訪市・茅野市衛生施設組合、南諏衛生施設組合、諏訪中央病院組合、白樺湖下水道組合の七つの一部事務組合が、それぞれ行政不服審査法の規定に基づき設置する第三者機関の行政不服審査会の事務を受託するためのものであります。

次に平成２７年度補正予算議案について御説明いたします。

議案第１４号 平成２７年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第１号）は、平成２６年度の繰越金を例年と同様に八ヶ岳寮基金に積み立てるための補正を行うものであります。

次に、議案第１５号 平成２７年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第２号）は、今年度の年度末までの給付見込みに基づき、保険給付費と関連する財源を減額補正するとともに、前年度の繰越金内の積立可能額と今年度保険料の余剰分の積立可能額を基金に積み立てるため、基金積立金と財源の繰越金の増額補正を行うものであります。

次に、議案第１６号 平成２７年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第１号）は、今年度更新いたしました富士見消防署の水槽つきポンプ自動車事業にかかわる財源について、国庫補助金決定に伴い変更するものであります。

次に、議案第１７号から議案第２１号の平成２８年度予算議案について御説明申し上げます。

議案第１７号 一般会計につきましては、総額２億７，５８４万２，０００円を計上いたしました。平成２８年度では、第四期の広域計画の策定に要する経費や、新たに設置される行政不服審査法に基づく行政不服審査会の運営に要する経費、また昨年度整備いたしました広域連合の情報システムを運用するほか、厚生連恋月荘へ引き続き職員を派遣する経費等を計上しております。また、

小児夜間急病センターを、引き続き医師会等との連携を図りながら小児の初期救急医療の提供、受診体制を確保するとともに、安定的な運営に努めてまいります。

次に、議案第18号 救護施設ハヶ岳寮特別会計は、総額3億9,649万3,000円を計上いたしました。介護を必要とする人と自立支援の推進を必要とする利用者の支援を充実させ、安心、安寧な生活が送れる支援を目指し、利用者の状態を正確に把握し、福祉事務所と連携を持って支援を行うことを進め、多様な利用者からのニーズに対応できるよう研修の充実を図り、知識や技術の習得に努めます。また、和室から洋室への改修、健康状態の不安定な利用者居室へエアコンの設置と喫煙所跡地を図書室、談話室の改修により、居住環境の整備に取り組んでまいります。

次に、議案第19号 介護保険特別会計は総額184億9,759万2,000円の計上であります。平成28年度は第6期介護保険事業計画の2年目の年となり、地域包括ケアの実現と総合事業への移行に向けた重要な1年となります。

保険料の賦課徴収及び給付に関する事務につきましては、持続可能な安定した介護保険事業の運営のため、保険料負担の公平性の確保と給付の適正化を推進してまいります。施設整備につきましては、第6期計画で計画され既に動き始めている基盤整備を確実に進め、良質なサービスの提供に向け引き続き事業を推進してまいります。

議案第20号 諏訪広域消防特別会計は、総額22億4,258万3,000円を計上いたしました。新たにスタートした諏訪広域消防一元化の問題点や課題を検証委員会において検討、協議するとともに、消防団等との連携を密にし、住民サービスの向上を図り、さらなる安全・安心を確保します。また、救急業務の増加に伴う救急救命士のスキルアップに努めるとともに、車両更新計画に基づき、老朽化している高規格救急車及び救急資機材の充実強化を図ってまいります。

次に、議案第21号 ふるさと振興基金事業特別会計は、総額1,617万4,000円を計上いたしました。御柱祭に伴う観光経済調査を行うとともに環境美化事業を推進するほか、圏域の未婚者の出会いの機会をふやすことを目的とした婚活支援事業を継続してまいります。

以上で提案いたしました各議案の説明を終了いたしますが、新年度予算につきましては、関係市町村が厳しい財政運営を強いられている中、事務事業のさらなる効率化に努めるとともに、諏訪圏域住民の安全・安心や福祉に直結する事務事業については、住民サービスの向上に努めるべく編成を行いました。なお、各議案の細部につきましては、事務局長、消防長から説明をさせていただきます。

以上申し上げまして、開会に当たっての御挨拶及び提出議案の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

**竹村安弘議長** 事務局長。

**宮坂茂樹事務局長** それでは、私から補足説明をさせていただきます。議案第1号 諏訪広域連合行政不服審査会条例を定めるについて、御説明を申し上げます。

本条例は、行政不服審査法第81条の規定に基づき置くこととされた第三者機関である行政不服審査会を、広域連合に設置するため新たに制定するものです。

それでは、条例の内容を説明申し上げます。第1条は設置の規定で、行政不服審査法の規定に基づき、広域連合の附属機関として、諏訪広域連合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置くとするものです。

第2条は、審査会の組織の規定で、連合長が委嘱する6人以内の委員で組織とするものです。

第3条は、委員の任期の規定で、任期は2年とし再任を妨げない。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするものです。

第4条は、審査会の会長及び副会長に関する規定で、第1項は会長1人、副会長1人を互選により定めることを規定し、第2項は会長の任務を、第3項は副会長の任務を規定するものです。

第5条は、審査会は会長が招集するとし、第6条は会議の規定で、第1項で委員の過半数が出席しないと会議は開けず、第2項は議事は出席議員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するとするものです。

第7条は、会議は非公開とする規定で、第8条は意見の聴取等の規定で、必要があると認めたときは審査会に委員以外の者を出席させ意見を聞き、資料の提出を求めることができるとするものです。

第9条は、委員の守秘義務の規定で、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとし、退任後も同様とするものです。

第10条は、審査会の事務局を企画総務課に置くとし、第11条は委任の規定で、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとするものです。

附則は、施行期日を平成28年4月1日とするものです。

続きまして、議案第2号 諏訪広域連合情報公開条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、行政不服審査法の改正に伴う情報公開の不服申し立てに関する規定の改正です。国においては情報公開、個人情報保護審査会設置法により、行政不服審査法とは別の審査会になっております。広域におきましても、国と同様に本条例において行政不服審査法の適用除外規定を設け、審理員による審理によらないことを規定するもので、従来どおり情報公開・個人情報保護審査会へ諮問するとするものです。あわせて行政不服審査法に基づく手続及び用語との整合性を図ります。法では不服申し立て手続を審査請求に一本化し、決定するから裁決するとし、申請に対する不作為についても規定していることから、本条例でもこれを規定し用語の整備をするものです。

それでは、改正の内容を説明申し上げます。第14条の2は審理員による審理手続に関する規定の適用除外を追加し規定するもので、公開決定等または公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法の規定を適用しないとするものです。

第15条以下の改正は、「不服申し立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める等の用語の整備について所要の改正をするものです。

附則は、第1項で改正後の条例の施行日を平成28年4月1日とし、第2項で経過措置として施行日前の処分その他の行為及び不作為に係るものは、なお従前の例とするものです。

次に、議案第3号 諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について御説明を申し上げます。



本条例の一部改正も、行政不服審査法の改正に伴う個人情報保護の不服申し立てに関する規定の改正です。本条例も情報公開条例と同様に、行政不服審査法の適用除外規定を設け、審理員による審理によらないことを規定し、従来どおり情報公開・個人情報保護審査会へ諮問とするものです。あわせて行政不服審査法に基づく手続及び用語との整合性を図ります。「不服申し立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」とし、開示等の請求に対する不作為についても規定し用語の整備をするものです。

それでは、改正の内容を説明申し上げます。第20条第1項及び第2項の改正は、開示、訂正、削除、目的外利用等の中止、利用停止等請求を、開示等の請求に読みかえるものです。第21条第1項及び第2項の改正は、前条第1項の規定による請求を開示等の請求、当該請求にそれぞれ読みかえるものです。

第23条の2は審理員による審理手続に関する適用除外を追加し規定するもので、本条例の処分または開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法の規定を適用しないとするものです。

第24条第1項は、用語の整備と情報公開・個人情報保護審査会へ諮問し、裁決することについて掲げてある三つの場合に該当する場合は除外することを規定するため、全部を改めるものです。

第24条見出し及び同条第2項の改正は、用語の整備について所要の改正をするものです。

附則は、第1項で改正後の条例の施行日を平成28年4月1日とし、第2項で経過措置として施行日前の処分その他の行為及び不作為に係るものは、なお従前の例とするものです。

次に、議案第4号 諏訪広域連合非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、行政不服審査会を広域連合に設置することに伴い、行政不服審査会の委員の報酬を定めるため改正するものです。報酬は日額6,200円で、他の委員と同額であります。

それでは一部改正の内容を説明させていただきます。第2条中第10号以下を繰り下げ、新たに第10号として行政不服審査会の委員報酬を日額6,200円と規定するものです。附則は、改正後の条例の施行日を平成28年4月1日とするものです。

続いて、議案第5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が平成28年2月5日に公布され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

厚生労働省令の改正により、地域密着型サービスである認知症対応型通所介護の基準について、

地域との連携や運営の透明性を確保するために、利用者とその家族、地域住民の代表者、市町村職員等で構成する運営推進会議の設置が義務づけられることから改正を行い、あわせて介護予防認知症対応型通所介護についても同様の改正を行うものです。

次に、議案第7号 諏訪広域連合と湖北行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託についてから、議案第13号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託についてまでの7議案につきまして、同一内容の議案のため一括して御説明を申し上げます。

これらの議案は、諏訪広域連合が湖北行政事務組合、諏訪南行政事務組合、湖周行政事務組合、諏訪市・茅野市衛生施設組合、南諏衛生施設組合、諏訪中央病院組合、白樺湖下水道組合の七つの一部事務組合が、それぞれ行政不服審査法の規定に基づき設置しなければならない第三者機関である行政不服審査会の設置及び運営に係る事務を、地方自治法第252条の14第1項の規定により、平成28年4月1日から規約を定め、各一部事務組合の行政不服審査会の事務を受託することについて議決を求めるものであります。

それでは、規約の内容の説明を申し上げます。

第1条は、委託事務の範囲を規定するもので、地方自治法の規定により湖北行政事務組合ほか各一部事務組合を委託団体として、行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に関する事務を委託事務と読みかえて、諏訪広域連合を受託団体として委託するとするものです。

第2条は、管理及び執行の方法の規定で、第1項は委託事務の管理及び執行については受託団体の条例等の定めるところによるとするものです。第2項は受託団体の長は、委託事務の管理及び執行に適用される条例等について制定、改廃しようとするときは、あらかじめ委託団体の長に通知しなければならないとするものです。

第3条は、経費等の負担の規定で、委託事務の管理及び執行に関する経費は委託団体の負担とするものです。

第4条は、連絡会議について、委託団体の長及び受託団体の長は、委託事務の連絡調整を図るため必要に応じて連絡会議を開催するものとする規定です。

第5条は、補則で、この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、委託団体の長及び受託団体の長が協議して定めるとするものです。

附則は、規約の施行日を平成28年4月1日とするものです。

以下、議案第13号まで議案中の一部事務組合の名称以外は全て同じ内容の議案となります。

次に、議案第14号 平成27年度救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。予算書の1ページをごらんください。第1条により歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,459万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億840万7,000円とするものです。

続いて事項別明細書により説明を申し上げます。3ページの歳入ですが、7款1項1目繰越金には26年度八ヶ岳寮特別会計決算における差し引き残額2,559万7,000円のうち、予算計

上額100万円を除く2,459万7,000円を増額補正するものであります。

続きまして歳出ですが、2款1項1目施設管理費に2,459万7,000円を増額補正するもので、25節の八ヶ岳寮基金に2,459万7,000円を積み立てるものであります。以上、議案第14号につきまして説明を申し上げます。

次に、議案第15号 平成27年度介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。予算書の1ページをごらんください。第1条によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,681万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ179億5,637万円とするものです。年度途中までの給付実績に基づき今年度末までの給付見込みを精査し、介護保険給付費の減額と関連する財源の市町村負担金、給付費関連補助金等の減額を行うとともに、前年度の繰越金における基金への積立可能額と今年度の保険料余剰分から生じた積立可能分を、介護保険準備基金に積み立てるため基金積立金を増額補正するものです。

続いて3ページの事項別明細書により説明をいたします。歳入につきましては保険給付費の減額に伴い2款の分担金及び負担金に2,500万円、4款国庫支出金1項国庫負担金の介護給付費国庫負担金に3,000万円、2項国庫補助金の調整交付金に920万5,000円、5款支払基金交付金の介護給付費交付金に5,600万円、4ページ6款県支出金の介護給付費県負担金に3,500万円を減額補正するとともに、基金への積立金の財源として9款繰越金に1億1,839万4,000円を増額補正するものです。

続きまして、5ページをお願いいたします。歳出であります。歳出につきましては、年度途中までの給付実績に基づき、2款保険給付費の施設介護サービス給付費に2億円減額補正し、4款の基金積立金に1億6,318万9,000円増額補正するものです。以上、議案第15号につきまして説明を申し上げます。

続きまして、議案第17号 平成28年度諏訪広域連合一般会計予算について説明を申し上げます。予算書をごらんください。初めに1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出の総額をそれぞれ2億7,584万2,000円と定めるものです。

次に予算の内容につきまして、事項別明細書により説明を申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入の総括ですが、七つの款の歳入合計は2億7,584万2,000円で、前年度比2,679万5,000円、8.9%の減となっております。5ページをお願いいたします。歳出の総括ですが、六つの款の歳出合計は歳入合計と同額です。このうち特定財源は6,736万4,000円となります。

続いて6ページをお願いいたします。歳入の内訳です。1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は2億65万2,000円の計上です。前年度比では170万5,000円、0.9%の増です。1節経常経費負担金は1億2,423万2,000円の計上で、前年度比202万6,000円の増、2節病院群輪番制病院運営費補助事業負担金は3,283万5,000円の計上で、前年度比9,000円の増です。3節小児夜間急病センター事業負担金は1,920万円の計上で、前年度比120万円の増です。4節防災啓発共同事業負担金は20万円の計上で、前年度と同額で

す。５節高齢者福祉事業経費負担金は１，３３３万７，０００円の計上で、前年度比２３万円の減です。これは介護保険を補完する福祉施策として、低所得者の利用者等に配慮した利用者負担の軽減事業を実施するための負担金です。６節障害者福祉事業経費負担金は１，０８４万８，０００円の計上で、前年度比１３０万円の減です。これは障害程度区分審査会の運営を行うための負担金です。

７ページをごらんください。２款国庫支出金２項１目介護保険関係負担金は１，５００万円の計上で、前年度比５００万円の減です。これは第６期から実施している低所得者の保険料軽減に係る国庫負担金で、軽減額の２分の１は国が負担するものです。

３款県支出金１項２目民生費県補助金の介護保険関連事業費補助金は２９万１，０００円の計上で、前年度比２，０００円の減です。同項３目衛生費県補助金の小児初期救急医療体制整備事業補助金は１７０万円の計上で、前年度比１万２，０００円の増です。これは小児夜間急病センターの運営に対する補助金です。同款２項１目介護保険関係負担金は７５０万円の計上で、前年度比２５０万円の減です。これは低所得者の保険料軽減に係る県負担金で、軽減額の４分の１を県が負担するものです。

次に８ページをお願いいたします。４款財産収入１項１目利子及び配当金は６７万９，０００円の計上で、前年度比６万５，０００円の増です。これは基金の利子収入でございます。５款繰入金２項５目総合福祉基金繰入金５３６万８，０００円は、前年度比３３０万９，０００円の減です。恋月荘派遣職員人件費に係る広域連合負担分を総合福祉基金から繰り入れるものです。６款繰越金は６１０万２，０００円の計上で、前年度比１００万円の増です。９ページをお願いいたします。７款諸収入１項１目預金利子は２，０００円の計上です。２項１目雑入は３，８５４万８，０００円の計上で、前年度比１，８７６万４，０００円の減です。収入の主なものは恋月荘派遣職員人件費の厚生連負担金２，５９４万５，０００円となります。

１０ページをお願いいたします。ここからは歳出の内訳となります。１款議会費１項１目議会費は９８万７，０００円の計上で、前年度比８７万４，０００円の減であります。これは隔年で実施しております行政視察に係る経費の減でございます。

１１ページをお願いいたします。２款総務費１項１目一般管理費は１億３，６６３万７，０００円の計上で、前年度比４１２万６，０００円の増です。増の主な内容は、広域計画策定に係る策定委員報酬、行政不服審査会委員等の報酬及び共済制度改正に伴う共済費の増となります。

１３ページから１４ページをお願いいたします。１項２目福祉連携費は、３，１９２万６，０００円の計上で、前年度比２，２２２万８，０００円の減です。これは恋月荘派遣職員の減に伴う人件費の減です。同項３目防災総務費は３０万円の計上で、前年度同額でございます。これは関係市町村と共同で実施しております防災啓発事業に係る経費となります。１５ページをお願いいたします。３款民生費１項１目高齢者福祉費は３，６１２万９，０００円の計上で、前年度比７７３万２，０００円の減であります。減の主な内容は、歳入で受けました介護保険の低所得者の保険料軽減のための国、県の負担金が減となったため、介護保険特別会計への繰出金も減となるものです。同項

2目障害者福祉費は1,084万9,000円の計上で、前年度比130万円の減です。これは、障害支援区分審査会の開催数の減によるものです。

17ページをお願いいたします。4款衛生費1項1目病院群輪番制病院運営費補助事業費は3,283万5,000円の計上で、前年度比9,000円の増です。これは2次救急医療を確保するため、圏域内6病院に対する運営費補助金となります。同項2目小児夜間急病センター事業費は2,567万9,000円の計上で、前年度比120万4,000円の増です。これは諏訪圏域において安心して子育てができるよう、小児患者に対する夜間の初期救急医療体制を確保するために開設しております、諏訪地区小児夜間急病センターの管理運営に要する経費でございます。

18ページをお願いいたします。6款予備費ですが、前年度同額の計上となります。19ページから24ページまでの給与明細費につきましては、所定の書式により調製してございますので説明は省略いたします。

25ページをお願いいたします。関係市町村負担金内訳でございますが、各事務、事業別に関係市町村の負担金を掲載してございますので、ごらんをいただきたいと思います。なお、負担割合は規約で定められております。經常経費負担金から障害者福祉事業経費負担金及び小児夜間急病センター事業負担金は均等割20%、人口割80%、病院群輪番制病院運営費補助事業負担金は人口割100%となっております。一般会計予算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第18号 平成28年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算について説明を申し上げます。予算書の26ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出の総額をそれぞれ3億9,649万3,000円と定めるものです。次に予算の内容につきまして、事項別明細書により説明を申し上げます。

29ページをお願いいたします。歳入の総括ですが、七つの款の歳入合計は3億9,649万3,000円で、前年度比1,268万3,000円、3.3%の増となっております。

30ページの歳出の総括ですが、三つの款の歳出合計は歳入合計と同額です。このうち特定財源は国県支出金、民生費負担金等で3億4,044万9,000円、歳出総額に占める割合は85.8%となっております。

31ページをお願いいたします。歳入の内訳です。1款1項1目関係市町村負担金は4,326万2,000円の計上で、退職手当準備積立基金が予定額に達したため經常経費負担金が不用となり、前年度比1,500万1,000円の減となります。2目民生費負担金は2億4,929万円の計上で、前年度比404万円の増です。これは市福祉事務所関係施設利用者102名の施設事務費負担金及び施設生活費負担金です。

3款県支出金1項1目民生費県負担金は7,745万2,000円の計上で、前年度比154万1,000円の増となります。これは県福祉事務所関係施設利用者32名分の施設事務費負担金及び施設生活費負担金です。

4款財産収入1項1目利子及び配当金は、説明欄に記載のとおり基金利子の収入でございます。

32ページをお願いいたします。5款寄附金1項1目寄附金は、一般寄附金の財目計上でござい

ます。

6款繰入金2項2目救護施設八ヶ岳寮退職手当準備積立基金繰入金は1,034万6,000円を計上し、28年度の退職予定者1名分の長野県市町村総合事務組合特別負担金のために繰り入れるもので、前年度比1,034万6,000円の増です。

7款繰越金1項1目繰越金は、前年度からの繰越金の計上となります。

8款諸収入1項1目預金利子は1,000円。33ページになりますが、2項1目雑入は367万6,000円の計上で、職員等の給食費並びに施設利用者の作業収入等でございます。

次に34ページをごらんください。ここから歳出の内訳となります。2款民生費1項1目施設管理費は2億5,193万5,000円となり、前年度比で1,396万5,000円の増であります。1節報酬は嘱託医、非常勤職員の報酬で3,463万4,000円を計上しました。2節給料3節職員手当等は職員25名分の人件費、4節共済費は、同じく職員共済組合負担金と非常勤職員13名分の社会保険料などとなっております。7節賃金は、育休職員の復職に伴い、前年度比102万8,000円の減、11節需用費は自動火災報知器の修繕終了によりまして、前年度比26万2,000円の減となっております。35ページをお願いいたします。

12節役務費は、施設維持に係る各種定期検査の手数料、浴槽ろ過装置洗浄に係る手数料などが主たる内容となり、前年度比で大きな増減はございません。13節委託料は調理業務委託料1,911万6,000円のほか、保守点検、各種業務委託料となり、前年度比122万6,000円の増です。14節使用料及び賃借料はOA機器借上料が主となります。15節工事請負費は和室から洋室への改修工事、照明器具のLED化及び喫煙所跡地改修工事等で、前年度比50万1,000円の増でございます。36ページをお願いいたします。18節備品購入費は大きな増減はございません。

19節負担金補助及び交付金は職員健診料の科目変更等により前年度比47万円の増となります。25節積立金は八ヶ岳寮退職手当準備積立基金の積み立て終了に伴い、前年度比1,500万7,000円の減です。そのほかの節や細節につきましては、施設の管理運営に要する経費でほぼ前年度同額、もしくは内容精査をしましての計上となっております。

37ページをお願いいたします。2款民生費1項2目施設事業費は、1億29万6,000円を計上し、前年度比128万1,000円の減となっております。この施設事業費は、施設利用者の直接処遇にかかわる経費となります。増減の主な内容等の説明を申し上げます。11節需用費は、8,442万8,000円の計上で、前年度比92万2,000円の減となりました。施設利用者の被服費、日用品費、教養娯楽費、消耗品費、暖房や給湯用燃料費、電気、上下水道などの光熱費、給食賄い材料費などが主たる内容ですが、燃料費の価格下落等が減の理由となっております。

12節役務費は利用者の健康診断及びインフルエンザワクチン接種にかかる経費の科目変更に伴い、253万1,000円の減となっております。13節委託料は12節で説明申し上げました科目変更による増と、利用者に対する摂食嚥下訓練業務委託料等により264万2,000円の増となります。38ページをお願いいたします。18節備品購入費は113万8,000円を計上し、

一部居室へのエアコン購入、全自動洗濯機等の購入とテレビの購入減により、前年度比で15万5,000円の減となっております。20節扶助費は入院日用品費の減などにより、前年度比33万4,000円の減となっております。

次に、3款公債費1項1目元金は、3,926万4,000円を計上し、前年度比64万6,000円の増となっております。これは八ヶ岳寮改築事業に係る起債の元金償還金となります。1項2目利子は399万8,000円を計上し、同じく八ヶ岳寮改築事業にかかわる起債6億3,810万円に対する償還利子となっております。4款予備費は1項1目予備費100万円を計上いたしました。40ページから44ページ給与明細書は所定の書式により調製してございますので、説明は省略いたします。

次に45ページをお願いいたします。地方債にかかわる調書ですが、平成28年度末の見込額は2億1,241万8,000円を見込んでおります。次に46ページは関係市町村負担金内訳でございますが、経常経費分はなく公債費分として前年度額の4,326万2,000円となり、係る関係市町村の負担金を掲載してございますのでごらんをいただきたいと思います。八ヶ岳寮特別会計の説明は以上でございます。

続いて、議案第19号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。予算書47ページをごらんください。第1条で、歳入歳出の総額をそれぞれ184億9,759万2,000円と定めるものです。第2条では、一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものでございます。これは月額14億円ほどの介護保険給付費のうち、国庫負担金や第2号被保険者から負担いたします社会保険診療報酬支払基金からの交付金等の納入が1カ月ほどおくれることなどに伴い、給付費の支払いについて当座の資金不足を起こさないための対応を想定したものでございます。

次に予算の内容につきまして、事項別明細書により説明を申し上げます。52ページをお願いいたします。まず歳入の総括でございますが、10款までの歳入合計は184億9,759万2,000円を計上し、前年度比5億8,678万1,000円、3.3%の増となっております。

次に53ページをお願いいたします。歳出の総括ですが、七つの款の歳出合計は歳入合計と同額です。このうち特定財源は142億6,721万6,000円で、歳出総額に占める割合は77.1%となっております。

54ページをお願いいたします。歳入の内訳です。1款保険料1項1目第1号被保険者保険料は39億6,910万3,000円を計上し、前年度比2,170万3,000円、0.6%の増となります。介護給付費全体に占める65歳以上の第1号被保険者の保険料の割合は、第6期から22%になり、14段階の保険料の基準月額は5,350円となっております。3カ年の事業計画の中間年に当たるため昨年度に比べ保険料額に大きな変動はなく、新規到達者の増などにより微増となっております。

2款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は25億7,429万6,000円を計上し、前年度比7,927万5,000円、3.2%の増です。1節保険給付費関係負担金は保険給付費

の12.5%を関係市町村で負担するもので、昨年度より100%の人口割から1割分につき各市町村の給付実績を加味した負担割合に変更し、負担をいただいております。

2節地域支援事業関係負担金は地域支援事業費の一定割合を関係市町村で負担するもので、包括的支援事業の重点事業に位置づけられたものを除き、保険給付費の3%を上限として事業見積もりに基づき負担をいただきます。地域支援事業には三つの事業がありまして、介護予防事業費の12.5%、包括的支援事業と任意事業は事業費の19.5%がその負担割合となっております。なお、当広域連合では、総合事業への移行を平成29年4月からと定めておりますので、本年度も事業内容に大きな変更はございません。

3節事務費関係負担金は人件費等の事務費関係経費を負担いただくものであります。4節保険料軽減関係負担金は制度改正に伴い、新たに実施することとなった消費税増税分を財源とした低所得者の保険料軽減において、軽減額のうち国が2分の1、県が4分の1、市町村が残る4分の1を負担するものであります。

次に55ページになりますが、3款使用料及び手数料は保険料普通徴収分の督促手数料30万円が主なもので、前年度と同額計上でございます。

4款国庫支出金1項1目介護給付費国庫負担金は31億5,604万円の計上となります。これは介護給付費のうち、居宅サービス給付にかかわる負担割合の20%と施設サービス給付にかかわる15%の割合を国庫が負担するもので、保険給付費の増加に伴いまして前年度比9,960万3,000円の増となっております。

2項国庫補助金1目調整交付金は8億5,063万7,000円の計上で、前年度比6,580万6,000円の増です。2目、3目の地域支援事業交付金は、国の負担率が事業内容によって異なるもので、2目の介護予防事業費は事業費の25%、5,487万9,000円を、3目の包括的支援事業・任意事業は事業費の39%、1億5,628万円を計上いたしました。

56ページの5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は49億3,123万1,000円を計上しました。これは2号被保険者が介護給付費の28%分を負担するため、医療保険料とともに徴収された介護分の保険料が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度比1億5,626万3,000円の増となります。また2目地域支援事業支援交付金は介護予防事業費の28%、6,146万4,000円を計上いたしました。

6款県支出金1項1目県負担金は、居宅サービス給付にかかわる負担割合12.5%と、施設サービス給付にかかわる負担割合17.5%を県が負担するもので25億6,771万円を計上し、前年度比8,177万4,000円、3.3%の増となります。続きまして、57ページの2項1目地域支援事業交付金は介護予防事業分として事業費の12.5%、2,743万9,000円を計上し、同2目地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分については、事業費の19.5%、7,814万円を計上いたしました。

7款財産収入1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子分68万8,000円を計上いたしました。8款繰入金1項4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、昨年度より国が



消費税財源をもって第1段階の被保険者の保険料軽減を実施しておりまして、国庫2分の1、県費4分の1の負担分につき一般会計を経由し繰り入れることとなっていますが、平成27年度の軽減実績などから軽減額、総額を前年度の4,000万円から3,000万円に減額したことに伴い、2,250万円の計上とし、前年度比750万円の減といたしました。

58ページの2項1目介護給付費準備基金繰入金は、本年度の計画給付費に対し各種財源を充当した結果4,183万3,000円を基金より充当することとなり、特別会計に繰り入れるものがあります。前年度は3カ年の事業計画の初年度で積み立ての年度であったことから、本年度は皆増での計上となります。

9款繰越金1項1目繰越金は、過年度還付金及び還付加算金等の財源として、200万2,000円を計上しました。返還可能な過年度還付金の減少に伴い、前年度比100万円減での計上です。10款諸収入ですが、主な内容を申し上げますと、59ページの3項1目介護サービス費等貸付金元利収入に300万円を計上するもので、これは歳出の諸支出金の介護サービス費等貸付金に同額対応するもので、貸し付けを行った場合の元利収入ということです。歳入についての説明は以上であります。

続きまして、歳出の内訳について説明を申し上げます。60ページをお願いいたします。1款総務費1項1目一般管理費は1億6,091万円、前年度比630万1,000円、3.8%減の計上です。次に63ページをお願いいたします。2項1目賦課徴収費は2,071万4,000円、前年度比983万3,000円、32.2%減の計上で、これは第1号被保険者からの保険料の賦課徴収に要する事務的経費です。保険料改定に伴い、その周知のための印刷費や郵送料が例年に比して増加していたため、その分が減少したことによる減となります。

64ページの3項1目介護認定審査会費は2,108万8,000円、前年度比33万7,000円の減となっております。65ページ、3項2目認定調査等費は5,419万6,000円、前年度比13万8,000円、0.3%増の計上で、これは介護認定に要する事務的経費となっております。

2款保険給付費は要介護認定を受けた被保険者が利用した介護サービス等に対する保険給付の費用となります。保険給付費の総額は176億1,154万2,000円で、前年度比5億5,808万3,000円、3.3%の増と計上し、この保険給付費は介護保険特別会計予算総額全体の95.2%を占めるものであります。今後の給付費の動向をさまざまな指標から検討し、第6期2年目となる28年度も介護保険事業計画に基づき算定した給付額を計上してまいります。

項目の内容は、74ページまでの要介護1から5の要介護認定者が利用した介護サービスに対する保険給付の費用の介護サービス等諸費と、81ページまでの要支援1と2の方を対象とした介護予防サービスに対する保険給付の費用の介護予防サービス等諸費、また89ページまでの高額介護サービスや、食費、居住費の負担を補完する特定入所者介護サービスなどの費用を計上しているものとなっております。

では、戻りまして65ページの1項介護サービス等諸費の主な内容について説明を申し上げます。

1目居宅介護サービス給付費ですが、70億6,911万8,000円、前年度比4億3,846万5,000円、6.6%増の計上でございます。これは居宅で生活している方が利用する訪問、通所などの介護サービスの保険給付費に当たり、保険給付費全体の約40.1%を占めております。前年度の事業実績に基づく事業費推計によりまして増を見込んだものでございます。

次に67ページ、2目特例居宅介護サービス給付費は1億3,596万1,000円、前年度比1,838万8,000円、15.6%増の計上です。これは基準該当事業所が提供する短期入所サービス利用に対する保険給付でございます。

続いて68ページをお願いいたします。3目地域密着型介護サービス給付費は23億5,898万円、前年度比1,056万3,000円、0.4%減の計上でございます。これは住みなれた地域での生活を支えるための、小規模多機能型居宅介護や、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム等のサービスが対象となります。次の69ページ、4目特例地域密着型介護サービス給付費は5,000円の計上です。

5目施設介護サービス給付費は56億1,994万3,000円、前年度比1,781万9,000円、0.3%増の計上でございます。これは介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設の利用に対する保険給付費で、介護保険の保険給付費予算全体の約31.9%を占めております。

次に70ページをお願いいたします。6目特例施設介護サービス給付費は5,000円の計上でございます。71ページの7目居宅介護福祉用具購入費は1,290万5,000円の計上で、前年度比355万6,000円、21.6%の減です。次の72ページ、8目居宅介護住宅改修費は4,167万5,000円の計上で、前年度比378万1,000円、10%の増です。73ページでございますが、9目居宅介護サービス計画給付費は6億6,216万円、前年度比で1,471万5,000円、2.3%増の計上で、居宅介護サービス利用者のケアプラン作成等に係る保険給付費となります。次に74ページですが、10目特例居宅介護サービス計画給付費は5,000円の計上です。

続きまして2項介護予防サービス等諸費であります。給付の内容は認定者のうち介護度が要支援1と2の被保険者が利用した介護予防サービスに対して保険給付するものです。介護予防サービス費全体では合算しますと7億5,698万5,000円となり、前年度比3,770万9,000円、5.2%増の計上でございます。1目介護予防サービス給付費は6億1,607万6,000円を計上し、前年度比2,279万9,000円、3.8%の増となっております。

75ページの2目でございます。特例介護予防サービス給付費は315万3,000円の計上とし、事業費推計により前年度比226万1,000円の増を見込みました。

次に76ページをお願いいたします。3目地域密着型介護予防サービス給付費は2,962万5,000円で、昨年度の給付実績に基づき前年度比359万4,000円減の計上でございます。

77ページですが、4目特例地域密着型介護予防サービス給付費は5,000円の計上でございます。78ページ5目介護予防福祉用具購入費は325万4,000円で、前年度比43万6,0

000円、事業費推計により11.8%減での計上でございます。6目介護予防住宅改修費は2,019万8,000円、前年度比62万8,000円、3.2%の増額での計上です。次の79ページ、7目になりますが、介護予防サービス計画給付費は8,466万9,000円、前年度比1,605万3,000円、23.4%の増額の計上でございます。続きまして、80ページの8目特定介護予防サービス計画給付費は5,000円を計上しました。

次の81ページでございますが、3項1目審査支払手数料は1,557万6,000円、前年度比191万3,000円、14.0%増の計上でございます。これは介護サービス提供事業者からの費用請求並びに支払に係る審査支払手数料で、長野県国民健康保険団体連合会に支払うものでございます。

82ページの4項1目高額介護サービス費と、83ページの2目高額介護予防サービス費ですが、これは介護サービス等を利用すると1割ないし2割の利用者負担があり、その額が世帯単位で一定額を超えた場合に支給するもので、1目と2目は介護度により区分されております。1目は要介護の1から5の認定者が対象で2億4,838万円、前年度比1,825万4,000円、6.8%の減です。2目は要支援1と2の認定者が対象で29万1,000円、前年度比4万7,000円の増でございます。

次の84ページの5項1目高額医療合算介護サービス費と、85ページの同2目高額医療合算介護予防サービス費は、介護と医療の両方を利用した1年間の利用者負担金のうち既に支給されている高額サービス費等を除いた額を合算した上で、一定額を超えた金額について介護保険分と医療保険分を案分して、それぞれの保険者が支給するものです。1目の高額医療合算介護サービス費は3,447万8,000円、前年度比489万7,000円、16.6%増の計上となっております。2目の高額医療合算介護予防サービス費は19万円、前年度比2万円減での計上でございます。

次に86ページをお願いいたします。89ページまでにわたります6項特定入所者介護サービス等費は、施設等の食費、居住費が保険給付の対象外となったことに伴う低所得者対策としての補足給付分であります。1目特定入所者介護サービス費は、要介護1から5の利用者に対する給付費で6億4,903万2,000円、前年度比4,996万6,000円、8.3%増の計上です。

次の87ページ、2目特例特定入所者介護サービス費は、要介護1から5の基準該当サービス利用者に対する給付費分で516万6,000円、前年度比285万8,000円増での計上です。88ページの3目特定入所者介護予防サービス費は、要支援1と2の利用者に対する給付費で33万5,000円、前年度比36万1,000円減での計上です。89ページになりますが、4目特例特定入所者介護予防サービス費は、要支援1と2の基準該当サービス利用者に対する給付費で35万2,000円、前年度比28万2,000円の増を見込みました。

続きまして、90ページをごらんください。4款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金は68万8,000円を計上しております。28年度は給付費に対しまして取り崩しを予定しておりますので、利子分のみの積み立てとなり、結果として前年度比5,432万3,000円の減となっております。

次に94ページまでは5款地域支援事業費となります。要支援・要介護状態となる前から介護予防を推進するとともに、地域における包括的、継続的なマネジメント機能を強化していくための事業で、介護予防を中心に介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の三つの事業を実施するものがございます。第6期事業計画の保険給付費から求める算定基礎の3%を上限として行う事業で、市町村または各地域包括支援センターへの委託により実施している事業でございます。また、利用者が必要とする適切な介護サービスを提供するとともに、不適切な給付を抑制するため任意事業において介護給付の適正化事業を実施しております。なお、地域支援事業の総合事業への移行は、平成29年4月からとなっておりますので、28年度の事業内容に大幅な変更はございません。事業費は全体で6億2,074万2,000円、前年度比1億40万円、19.3%増での計上です。

まず、90ページの1項1目2次予防事業費は1億6,273万4,000円、前年度比58万2,000円、0.4%増を委託料として計上いたしました。この事業では基本チェックリストをもとに対象者を把握するとともに、介護予防や重症化防止の施策を行います。

91ページ、2目一次予防事業費は5,678万3,000円の計上で、前年度比440万2,000円、8.4%増での計上でございます。この事業は元気な第1号被保険者、全ての方を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発や地域活動の育成支援を実施するもので、予防事業の充実のための施策を行うものです。92ページの3目総合事業費精算金は、圏域以外の保険者が行う総合事業にかかわるサービスを、当圏域の被保険者が住宅地特例の形で利用した際に、他保険者との精算が必要となるため対応科目を設けるもので、当初利用見込みとして1,000円を計上しておくものでございます。

次に2項包括的支援事業・任意事業についてでございます。まず1目包括的支援事業は、地域包括支援センターにおいて、高齢者が要介護状態となることを予防するために必要な援助を行うもので3億599万2,000円を計上いたしました。これまでの基本4事業である介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業に加え、包括ケアの推進のため、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業を実施することから、前年との比較で9,332万円、43.9%増での計上でございます。

続きまして93ページ、2目の任意事業費9,523万2,000円のうち、市町村への委託事業は9,472万6,000円の計上です。この事業は家庭介護支援事業や介護相談員派遣事業等、高齢者が地域において自立して日常生活が送れるよう支援していくための事業でございます。また、介護給付費等費用適正化事業は50万6,000円の計上で、介護給付費の適正な運営のため、適正化支援システム等を活用して事業を実施してまいります。

次に94ページをお願いいたします。6款公債費1項1目利子は、介護給付費準備基金積立金を月々の保険給付費の支払のための資金として、一時的に運用する際の繰替運用利子として71万円を計上するものでございます。

95ページの7款諸支出金は、総額で500万2,000円の計上です。主な内容としましては、1目第1号被保険者保険料還付金として200万円、これは過年度の保険料還付金の還付可能額が

減少したため、１００万円減の計上でございます。３目介護サービス費等貸付金には３００万円を計上し、こちらは先ほど歳入の諸収入で説明申し上げましたが、介護保険条例第４条による保健福祉事業として、介護サービス等に係る費用を支払うことが困難な被保険者に対して、その費用を支払うための資金貸し付けを行うもので、前年度同額の計上でございます。

９６ページ、８款予備費１項１目予備費は前年度同額の２００万円の計上でございます。９７ページ以降の給与明細書は、所定の書式により調製してございますので説明は省略いたします。

次に、１０３ページをお願いいたします。関係市町村負担金内訳でございますが、各事務、事業別に関係市町村の負担金を掲載してございますのでごらんをいただきたいと思います。なお、負担割合は規約で定められております。介護保険特別会計予算の説明は以上でございます。

最後に、議案第２１号 平成２８年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算について説明を申し上げます。１２９ページをお願いいたします。第１条で、歳入歳出の総額をそれぞれ１，６１７万４，０００円と定めるものでございます。予算の内容につきましては、事項別明細書により説明を申し上げます。１３２ページをお願いいたします。歳入の総括であります、三つの款の歳入合計は１，６１７万４，０００円であり、前年度比８５万１，０００円、５％の減となっております。次に、１３３ページの歳出でございます。二つの款の歳出合計は、歳入合計と同額でございます。このうち特定財源は１，３８８万６，０００円でございますが、これは諏訪地域ふるさと振興基金の運用益を充ててございます。

１３４ページをお願いいたします。歳入の内訳ですが、２款財産収入１項１目利子及び配当金は基金の運用益でございます。３款繰越金は２２８万６，０００円の計上です。４款諸収入は預金利子及び雑入で前年度同額でございます。

次に１３５ページをお願いいたします。歳出の内訳ですが、１款１項１目ふるさと振興事業費は１，６０７万４，０００円の計上で、前年度比８５万１，０００円の減でございます。事業ごとの主な内容について説明を申し上げます。まず、ふるさと振興事業費ですが、平成１０年から実施しております御柱祭に伴う観光経済調査事業の委託料に２７０万円、広域のスケールメリットを発揮し、毎年着実な実績を残しております婚活支援事業のイベント等の委託料に４４５万円を計上いたしました。さらに諏訪圏域の健康づくり、スポーツ振興に寄与することを目的に、圏域を代表する選手が出場する大会への補助金５０万円を計上いたしました。次に、情報ネットワーク推進事業ですが、ＬＣＶＦＭ広報の委託料として５７０万３，０００円の計上をいたしております。

次に１３６ページをお願いいたします。防災対策事業費ですが、ＬＣＶＦＭによる災害防災情報の音声割り込みシステム整備委託料として５０万円を計上してございます。生活環境整備事業費では、昨年に引き続き諏訪圏域内の公共施設に花の配布を行うための原材料費８３万円を計上いたしました。２款予備費は前年度同額でございます。諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算の説明は以上でございます。

これで、消防関係を除きます議案につきまして全て説明をさせていただきました。ありがとうございました。

**竹村安弘議長** 消防長。

**佐久卓消防長** それでは、私から消防に関係する議案3件につきまして、一括して補足説明申し上げます。

初めに、議案第6号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。改正理由につきましては、消防法施行令の規定に基づき対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「対象火気省令」という。）の一部を改正する省令が、平成27年1月13日に公布されたことに伴い、改正いたしたいものでございます。

改正の概要であります、対象火気省令の施行後10年以上が経過し、ガスグリドル付こんろ、電磁誘導加熱式調理器具、通称IH調理器でございます。など、新しい設備及び器具が流通してきたことから、対象火気省令別表への追加、あわせて当該設備及び器具にかかわる離隔距離、これは可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離でございます、を規定したことに伴い、諏訪広域連合火災予防条例別表第3の一部改正を行うものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたします。諏訪広域連合火災予防条例別表第3は、対象火気省令の規定に基づき、火を使用する設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する基準を規定したもので、新たに厨房設備及び調理用器具にグリドル付こんろを追加するとともに、従前から同表において規定されている、こんろ及びグリル付こんろと同様の離隔距離とするものであります。

また、厨房設備の機器を家庭用ガス調理器の表記を参考に、ドロップイン式という表現を組み込み型に改めるものであります。次に、調理用器具に入力が5.8キロワット以下であるこんろ部分の全てが電磁誘導加熱式調理器のものを追加するとともに、従前から同表において規定されている入力が4.8キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器と同様の離隔距離とするものであります。また、電気を熱源としている電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器を統合し、電気調理用機器に改め、こんろ部分の発熱体の種類に応じ、いずれを適用するかを備考欄に規定し、この改正に合わせまして備考欄の体制を整える等の改正を行うものであります。

次に附則であります、この条例の施行期日を平成28年4月1日からとするものであります。以上で議案第6号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

今回の補正予算は、水槽付ポンプ自動車設備に要する財源について、国からの補助金交付決定に伴い、財源更正を行うものであります。初めに5ページをごらんください。2、歳出から御説明申し上げます。第1款消防費2項常備消防費2目消防施設費は、水槽付消防ポンプ自動車整備事業について、当初単独事業として取り組む予定でございましたが、消防施設整備事業債での借入を予定しておりましたが、国から補助金が受けられることになったため、財源内訳に記載しております金額について国庫補助金に振りかえるものでございます。

お戻りいただき、4ページをごらんください。1、歳入について御説明申し上げます。第3款国庫支出金878万3,000円は国からの補助金であります。第5款繰越金1万7,000円は繰越金で歳出を調整いたすものでございます。第7款連合債1項1目1節消防債880万円の減額は、さきに御説明申し上げました国庫補助金の充当に伴い、消防施設整備事業債を減額するものであります。

お戻りいただき3ページをごらんください。第2表地方債補正は、先ほど事項別明細書で御説明申し上げました地方債を変更するものであり、所定の書式によってお示ししたものであります。

2ページへお戻りください。第1表歳入歳出予算補正、1、歳入、2、歳出はそれぞれ所定の書式によりお示ししたものでございます。

6ページをごらんください。地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。それぞれ所定の書式によりお示ししてございますので、ごらんをいただき説明は省略させていただきます。

1ページへお戻りください。平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算総額に変更はございません。以下につきましては、説明を省略させていただきます。以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第20号 平成28年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算について補足説明申し上げます。予算書104ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ22億4,258万3,000円と定めるものでございます。

第2条地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により定めたものであります。内容は107ページ第2表に記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

第3条は、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れ最高額を2,480万円と定めたものであります。

それでは、予算の内容につきまして事項別明細書によりまして御説明申し上げます。108ページをお願いいたします。1、総括につきまして御説明申し上げます。歳入の総額でございますが、1款から7款までの歳入合計は22億4,258万3,000円で、前年度比552万7,000円、0.2%の減であります。109ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款から3款までの歳出合計は歳入合計と同額となっており、このうち特定財源は1億6,580万2,000円で、歳出総額に占める割合は7.4%となります。

110ページをお願いいたします。2、歳入の主なものについて御説明いたします。第1款分担金及び負担金1項1目負担金は21億3,374万7,000円の計上で、前年度比3,484万1,000円、1.7%の増でございます。内訳ですが、1節消防費負担金は19億6,312万6,000円の計上で、関係市町村負担金でございます。2節公債費負担金は1億1,365万5,000円の計上で、消防本部公債費及び各消防署の公債費でございます。3節その他負担金は5,696万6,000円の計上で、高速自動車国道救急支弁金及び退職手当特別負担金でございます。

第2款使用料及び手数料1項1目消防手数料は200万円の計上で、危険物許可等前年度実績を勘案し計上しております。

111ページをお願いいたします。第4款県支出金1項1目県委託金は8万9,000円の計上で、県からの移譲事務に基づく特例処理事務交付金でございます、前年度の処理実績を勘案し計上しております。

第5款繰越金は8,179万5,000円を計上いたしました。

第6款諸収入1項1目預金利子は1,000円、2項1目雑入は15万円の計上で、防火管理講習会受講料等でございます。主な減額でございますが、衛星系防災行政無線設備工事完了に伴い減額となっております。

112ページをお願いいたします。第7款連合債1項1目消防債は2,480万円の計上で、高規格救急自動車整備にかかわる消防施設整備事業債でございます。

113ページをお願いいたします。次に歳出の主なものについて御説明申し上げます。第1款消防費1項総務管理費1目一般管理費につきましては19億4,080万1,000円の計上で、前年度比1,034万6,000円、0.5%の減となっております。職員の人件費、研修費等の職員管理に係る経費について計上しております。第3節職員手当等、4節共済費につきましては、制度改正に伴い増額となっております。9節旅費につきましては、職員研修計画等の見直しによる消防学校専科入校数の変更により減額としております。12節役務費は、各種資格取得にかかわる手数料を計上しております。114ページをお願いいたします。13節委託料は、職員の健康診断及び新たに職員のストレスチェック業務委託料を計上しております。19節負担金補助及び交付金は、消防学校負担金及び職員の人間ドック検診にかかわる負担金を計上しております。

第1款消防費2項1目常備消防費は1億4,468万2,000円の計上で、前年度比182万6,000円、1.3%の減となっております。消防本部及び各消防署における消防活動にかかわる経費を計上しております。115ページをお願いいたします。11節需用費は、消防本部及び各消防署消耗品並びに光熱水費を計上しております。12節役務費は、消防通信指令センター運用実績により通信料を減額しております。14節使用料及び賃借料は、OA機器の借上料、消防車両等リース料その他使用料として、消防指令センターにおける各種利用料等を計上しております。

117ページをお願いいたします。2目消防施設費は、4,144万5,000円の計上で、前年度比1,527万3,000円、36.8%の減となっております。消防施設等の整備にかかわる経費を計上しております。主な減額は、水槽付ポンプ自動車整備事業及び衛星系防災行政無線設備更新工事完了に伴い減額となっております。15節工事請負費ですが、諏訪消防署浴室改修工事及び富士見消防署庁舎階段枠開閉式交換工事にかかわる経費を計上しております。18節備品購入費は、岡谷消防署に配備予定の高規格救急自動車及び茅野消防署西部分署、北部分署に配備します資機材搬送用の軽トラック2台の整備費用を計上しております。

次に、第2款公債費であります。118ページ以下120ページにそれぞれお示ししてございますので、ごらんいただき説明は省略させていただきます。120ページ末尾ですが、第3款予備費は200万円の計上で、前年度と同額であります。121ページ以下126ページに給与明細書、127ページは地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。それぞれ所定の書式に



よりお示ししてございますので、ごらんをいただき説明は省略させていただきます。128ページをお願いいたします。平成28年度関係市町村負担金内訳を記載したもので、ごらんいただくとおりでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**竹村安弘議長** ここで、暫時休憩いたします。再開は午後3時10分の予定であります。

休 憩 午後 3時01分

---

再 開 午後 3時10分

**竹村安弘議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。なお、監査委員が所用により途中退席いたしますので御承知おきを願います。

これより、議案第1号から議案第21号までの21議案につき順次質疑を行います。

まず、議案第1号 諏訪広域連合行政不服審査会条例を定めるについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第2号 諏訪広域連合情報公開条例の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第3号 諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第4号 諏訪広域連合非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について質疑はありませんか。今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 12番今井秀実です。1点お伺いしたいと思います。新たに運営推進会議というんですかね、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、広域連合の職員、地域包括支援センターの職員などで構成される運営推進会議というのを設けて、6カ月に1回以上その会議を開いて活動状況等を報告し運営推進会議の評価を受け、それから運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けると条文の中にも出てきますが、今現状この認知症対応型通所という、認知症デイというものかと思いますが、現状どうなっているのか、これが新たにこの条例が制定されることによって、より充実が図れるか、ちょっとそのあたりをお伺いしたいと思います。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは御質問いただきました認知症デイにおける運営推進会議の設置がありますが、現在の基準では運営推進会議の設置基準はありませんので、他の地域密着型サービスのように運営推進会議は開かれていないということであります。この改正に伴いまして、4月からこの条文にありますように、年2回を目安に運営推進会議を開催し、運営状況や利用者さんの状況などを地域の皆さんとともに確認をしながら運営をしていくということで、認知症デイにつきましても運営の透明性が確保されると、そんな内容でございます。以上です。

**竹村安弘議長** 今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 12番、今井です。大体わかりました。それで国の省令を受けてという対応かと思うんですが、やっぱりこういうものを設置していくことが、やっぱり利用者さんや事業者にとってもプラスになるという、そういう国の指導などもある中かと思いますが、その辺の背景についてちょっとお伺いできればと思います。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** 今お話ありましたように、今回の改正は地域密着型サービスの中で運営推進会議がなかった認知症デイについて、運営推進会議を設置することによって、他の地域密着型サービスのような透明性の確保が図られていく、そんなことを全国一律に規定を省令のほうでされましたので、広域の条例のほうも省令どおり設置をしてみたいということでもあります。

**竹村安弘議長** 次に、議案第6号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第7号 諏訪広域連合と湖北行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託についてから、議案第13号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託についてまで、一括して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第14号 平成27年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第15号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第16号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 次に、議案第17号 平成28年度諏訪広域連合一般会計予算について質疑はありませんか。

ませんか。井上登議員。

**18番井上登議員** 17ページの小児夜間急病センター事業費ですが、120万4,000円の増となっておりますけれども、大変重要な事業だと認識をしておりますが、開設当初に比べますと利用が大分減っておりまして、予算的にも伸びてきているわけでありまして、この理由と今後の課題は何かという点についてお伺いしたいと思います。

**竹村安弘議長** 企画総務課長。

**橋爪誠企画総務課長** お答えを申し上げます。小児夜間急病センターでございますが、議員も御存じのように、患者数がなかなか伸びないという状況がございまして、今年度の2月末の段階で、前年の2月末の対比ですけれども、319人くらいの減となっている状況でございます。

こういった状況で、なかなか患者さんがどうやって来ていただけるかということで、医師会とも協議をしながら進めていくところでございます。この予算の増の理由でございますけれども、お医者さん方に来ていただくための経費ということでお考えをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

**竹村安弘議長** 井上登議員。

**18番井上登議員** そうすると今後もこの事業は重要であるので継続していくということで、たとえお金がかかっても継続したいと、こういう意向でよろしいですか。

**竹村安弘議長** 企画総務課長。

**橋爪誠企画総務課長** 議員のおっしゃるとおりに、今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

**竹村安弘議長** ほかによろしいですか。今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 12番、今井秀実です。1点お伺いしたいと思います。ページで13ページで、福祉連携費で2,222万8,000円の減ということで派遣している職員の減によるものという説明が先ほどあったかと思うんですが、ページちょっと繰って20ページの給与費明細書の人数の変化を見ると、一般会計全体で6人減という部分がちょうどここに該当してくるかなと思うんですが、その辺6人も減らして大丈夫かというあたり、実情をお聞きしたいと思います。

**竹村安弘議長** 企画総務課長。

**橋爪誠企画総務課長** 恋月荘でございますが、現在職員を派遣をしております。昨年10人、予算上では10人派遣を計上してございました。今年度は5人の計上でございまして、減の内容でございますけれども、昨年度結婚等の退職で人員が減ってきている状況でございます。それをどうしているかといいますと、厚生連のほうで人員の補充をして対応をしておりますので、入所者の方々に対しての影響は出ておりません。ということで、御了解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

**竹村安弘議長** 今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 5人の予算立てということでわかりました。それで、今の結婚等の退職という話がありましたが、今行っている方々とのヒアリングみたいなことを経て予算はもちろん組まれ

ているかと思うんですが、その辺十分な本人の意向に沿った形での、こういう対応かという部分をもう一度お願いできればと思います。

**竹村安弘議長** 企画総務課長。

**橋爪誠企画総務課長** 恋月荘の派遣職員に対しましては、毎年度面談をしております。面談によりまして残る、継続して勤務するか、それから広域のほうに戻りたいかという確認をさせていただいております。そういう中で、本人の希望に沿った形で対応しておりますのでよろしくお願いいたします。

**竹村安弘議長** ほかにありませんか。加々見保樹議員。

**5番加々見保樹議員** 5番、加々見保樹です。小児夜間急病センターの利用料のことでお伺いしたいと思います。利用料、診療報酬と、それから診断書等があると思うんですが、診療報酬は消費税は非課税だと思いますけれども、診断書とか証明書については消費税がかかってくると思うんですけれども、この小児夜間急病センター条例によりますと、消費税のかかるとされるもの、死亡診断書ですと3, 150円、それから生命保険に関する診断書等は5, 250円、その他の診断書は2, 100円、それから証明書が1, 050円と、これはどう見ても基本料金に5%上乗せした金額のように見えるんですけれども、その広域連合など特別地方公共団体については、この消費税が軽減税率というか、安くしているというような適用みたいなことがあるわけでしょうか。

**竹村安弘議長** 企画総務課長。

**橋爪誠企画総務課長** 特にそういうものはございませんので、よろしくお願いいたします。

**竹村安弘議長** 加々見保樹議員。

**5番加々見保樹議員** そうしますと、その8%に消費税が変わってから多分その死亡診断書、このときの条例の3, 150円は3, 240円、8%上乗せして、そういうふうに8%上乗せして徴収しているというふうに考えるのが普通ですが、そうしますとその場合、条例に違反する疑いが非常に強くなると思いますけれども、その辺について条例改正等を急いで、専決処分等でも構わないわけなんです、するべきではないかと私は考えますがいかがでしょうか。

**竹村安弘議長** 企画総務課長。

**橋爪誠企画総務課長** その点精査させていただきまして、必要であれば対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**竹村安弘議長** ほかにありませんか。望月克治議員。

**8番望月克治議員** 15ページの3款の民生費の28の繰出金なんですけれども、介護保険特別会計繰出金について繰り出しの基準等があれば教えていただけますか。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** 繰出金の内容ということになるかと思いますが、これにつきましては当初見込んでおります1号被保険者の方の第1段階に相当する方についてが軽減となっておりますので、その人数を算定する中で繰越金の額が算定されてくると、そういう仕組みになっておりますのでよろしくお願いいたします。

竹村安弘議長 望月克治議員。

8 番望月克治議員 今年と比べると減っているということは、その人数が減るという見込みだということによろしいですね。

竹村安弘議長 介護保険課長。

原田初秋介護保険課長 前年より人数を減らしていますので、御質問いただいたとおりでございます。

竹村安弘議長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 次に、議案第 18 号 平成 28 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算について質疑はありませんか。望月克治議員。

8 番望月克治議員 委員会で聞けばよかったですけど、35 ページの 2 款の民生費の委託料の中の職員ストレスチェック業務委託料というのがあるんですけども、こういった内容なのかを教えてくださいいただけますか。

竹村安弘議長 望月克治議員、一般会計のところですか。八ヶ岳寮ですか。八ヶ岳寮寮長。

田村茂正八ヶ岳寮寮長 お答えさせていただきます。八ヶ岳寮の利用者なんですけれども、精神障がい者、知的障がい者等が約 8 割入所されております。そういった中で日々利用者さんへの対応ということで、さまざまな利用者さんがいるということで、職員のほうもストレスを非常に感じておりますので、抱え込まないように自然にそういったものを見出せるようなことで、このストレス業務委託をしたいと思っております。以上です。

竹村安弘議長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 次に、議案第 19 号 平成 28 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算について質疑はありませんか。今井秀実議員。

12 番今井秀実議員 12 番、今井秀実です。数点の質問させていただきたいと思います。ページで見やすいということであると、53 ページを手がかりにちょっと質問したいと思いますが、53 ページの歳出の中で保険給付費が 176 億 1,154 万 2,000 円ということで、前年と比較して 5 億 5,808 万 3,000 円、たしか 3.3% 増という説明がさっきあったかと思うんですが、例年この保険給付費が伸びているという側面と、それからちょっと制度改定によって給付を抑制していくという圧力が、国の制度改正で働いちゃっているという、何か二面を感じるのですが、その辺どうなっているか全体像をちょっと教えていただきたいということ。

それから国の制度改正の関係で、一つ目として特養の入所の基本が要介護 3 以上に変えられたというところが大きな問題としてことし 1 年間回っているわけですが、その現状はどうなっているか。来年度予算、その辺影響が大きく利用者に及ばないような配慮とかがされているかというあたりをまず聞きたいと思います。

それから、同じく介護保険の制度の大幅改定の中で、利用料の本人負担が所得が一定程度以上あ



ると1割じゃなく2割の負担というふうになった、この影響もかなり大きくて心配しているところですが、今年度の現状を踏まえ来年度、このあたりどうなりそうかというあたりも、ちょっとお聞きしたいと思います。また、いわゆる補足給付ですが、施設入所者のうち低所得の方については食費と居住費の一定額を減額するという部分についても、本人の資産状況とか配偶者の所得状況によって、それが打ち切られちゃうという、これの対応はたしか去年の8月からではなかったかと思うんですが、その影響も非常に心配しているところなんです、その辺の現状がどうなっていて、それを踏まえた来年度予算になっているかと思いますが、その辺の関連性についてもお伺いできればと思います。

もう一つ、要支援1・2の方に対する居宅サービス、訪問サービスについては1年後の来年の4月からなので、予算の金額上は余り変化がないという説明をさっき受けましたが、それと同時にいわゆる新しい総合事業で対応していくので、大変重要な年度だという説明も連合長からあったかと思いますが、その辺新しい総合事業の展開の仕方をどんなふうに見込んでおられるか、お聞きしたいと思います。

もう1点、先ほどの補正のほうとも関係するんですが、基金残高たしか決算のときに3億8,000万円、今回の対応で1億6,000万円積み増しというような感じで、その足し算が今の残高かなと思っていますが、ちょっと基金残高の現状についてもお伺いできればと思います。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、最初に28年度の給付費3.3%の上昇、そこと報酬改定に伴う給付費の抑制についての御質問についてであります、お話にありましたように給付費については報酬改定の影響を受けまして、伸び率が以前よりもかなり下がっていることは確かであります。今年度の補正予算で今お話がありましたように、施設サービスのところに2億円の減額をさせていただいている、そんな状況もありますので、全体的にはかなり伸び率が下がっているという中でも、利用者については増加をしておりますので、全体では介護保険事業計画で28年度見込みました予算を28年度はそのままお願いをしまいたいと考えておりますが、抑制の状況がどんなふうに出てくるかということところは制度改正2年目ということですので、慎重に見きわめてまいりたいという状況でございます。

また、2点目の制度改正の中の特養入所、要介護3以上の状況であります、27年の3月末が約800人の方の待機者でありましたが、1日変わりました4月1日、要介護1・2の方が抜けられまして584という数字に待機者となっております。直近の数字では以降減少を続けておりまして、3月1日現在で今、待機者が442名という数字が出ております。

そんな中で要介護1・2の方で特例入所、四つの基準がございますが、特例入所を希望されて特養を希望された方が40名おります。そのうち特例として入所待機者となった方が17名ということになります。その後、認定期間が終了し、再認定の中で介護度が3以上に変わりがして待機者になっていて、今現在要介護1・2の方での待機者は4名という状況になっております。

また、入所中に期間が終了し、3以下に落ちてしまった方、それも特例の入所判定ということに

なるかと思いますが、判定を受けず退所となった方が3名おいでになります。その方については、有料老人ホームへお二人、グループホームへお一人ということで施設が変更になっていると、こんな現状でございます。

続いて、8月施行されました2割負担の状況であります。8月現在で一括2割負担の判定をさせていただいております。以降、新規の方が若干ございますし、その後お亡くなりになっている方もいますので、多分数字的にはそんなに差はないのかなと思いますので、8月の状況でお答えをさせていただきたいと思います。8月時点、認定者が1万444人中、2割負担に増加した方が873名ということになります。そのうち実際にサービスを使っておられる方が658名ということで、負担の増になっている方の現状でございます。

続いて、補足給付の関係であります。この状況も8月時点で集計をさせていただいたものと見ますと、実際に申請方式でありますので、前年度と見ますと26年度が1,829件の申請をいただいていたのが1,378件ということで、申請自体が減少しているということと、あと実際に申請いただいた中で、世帯配偶者の課税者によって補足給付が受けられなかった方が40名、あと預貯金等の資産の超過による方が61名という状況となっております。

続いて、要支援1・2の方の新しい総合事業への移行についてであります。これについては今お話がありましたように、28年度は実施に向けての最終年度ということになります。現在まで市町村と新しい仕組みの中の今までどおりのサービス、また緩和したサービス、あと地域での住民を主体としたサービスについての検討を進めてきております。

そんな中で、今後新しい総合事業をどのように展開していくかということが、28年度具体的な内容として詰めていかなければならないものと、あと緩和したサービス、一般的にAと呼ばれているサービスですが、これについては事業者と報酬単価等も詰めていかなければならない。そんな状況でありまして、現在まで事業者とのヒアリングをさせていただく中で意向等を確認してきていると、そんな状況でありますので、方向性として利用者さんが求めるニーズと必要なサービスというのがありますので、基本的にはその人に合ったサービスは、ケアプランの中でどう位置づけられていくかというのが基本になろうかと思いますので、ケアプランの立て方を中心に事業展開を考えてまいりたいと考えております。

最後に、基金の状況であります。今お話がありましたように、26年度末に今回積み増しをさせていただきまして、今見込みとしておりますのが基金残として約5億9,900万円くらいを、今見込みとしております。以上です。

**竹村安弘議長** 今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 詳しく答弁いただいて、大体おおむね理解できました。それで、いわゆる制度改定の影響というのが、もろに利用者に及ばないよということ、特養を例にすれば一定の条件があれば引き続きというのを国も示して対応しているということですが、その中でちょっと特養待機者が現在442名ということに関連してなのですが、施設整備のこの第6期では特養170プラスアルファみたいな整備だったかと思いますが、その辺待機者の人数、それから施設整備

の進捗状況、来年度のこの予算との関係で、来年度施設整備が予定されているのはおおよそそれぐらいで、どこら辺まで整備が進みそうかという部分について、もう一度お願いできればと思います。

あと、要支援1・2の方に対する新しい総合事業について、少し緩和した形、A型とかという言い方をしたかと思いますが、いずれにしても事業者の協力が一つと、もう一つは現在利用されている方に必要なサービスが提供されるということで、事業者とのヒアリングとかを今後も継続してということですが、どんな頻度でそこを詰めていくか。かなりここが来年度の重要な部分かと思うので、もう一度その新しい総合事業に向けて民間事業者との連絡調整のあたりをどう考えているか、その2点をもう一度お願いできればと思います。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、1点目の施設整備の状況であります、今お話にありましたように、特養の整備を中心に第6期は事業計画を立ててございます。今年度、地域密着特養1施設について公募を行いまして、事業者が決定をいたしました。これに基づきまして、28年度整備が地域密着特養1施設が整備が進んでいくということになります。あわせて、小規模多機能居宅介護2施設を公募いたしまして、1施設が決定をしております。これにつきましても、28年度の整備で実施が進められていくということになりますので、今度28年度につきましては、残りの特養、それとあと残っています小規模多機能の決まらなかった1施設プラス残り2施設を予定していますので、小規模多機能は残りの分を公募をしてまいりたいと考えております。

また、方法については今検討中ではありますが、24時間定期巡回についても実施可能であれば新しいサービスとして整備をしてまいりたいと、そんなふうに現在考えております。

また、2点目の総合事業の関係でございますが、民間の予防事業を行っております事業者につきましては、この4月から具体的な費用、またサービス時間、内容については具体的に詰めてまいりたいと考えておりますので、8月くらいまでにはAのサービスについては枠組みを決定してまいりたいと考えております。以上です。

**竹村安弘議長** 次に、議案第20号 平成28年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算について質疑はありませんか。望月克治議員。

**8番望月克治議員** 114ページの消防費の委託料、先ほどと同じでここにも職員ストレスチェック業務委託料というのがあるんですけども、こういった内容なのか教えてください。

**竹村安弘議長** 消防長。

**佐久卓消防長** 消防におけます、このストレスチェックにつきましては、災害現場の悲惨な場面を見る職員がこれからも多々あるかと。そういう部分、よく言われます惨事ストレス、この部分を解消するためのアンケートみたいな形になるわけでございますけれども、そのストレスチェックをしていくという内容でございます。一番は、悲惨な現場を職員が見たときに、それがどのような状況になるかという部分が一番のストレスかという部分もでございます。そういった部分でございます。

**竹村安弘議長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



**竹村安弘議長** 次に、議案第21号 平成28年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、議案第1号から議案第4号を、議案第6号から議案第13号、議案第16号、議案第17号のうち所管部分、議案第20号及び議案第21号を。

福祉環境委員会に、議案第5号、議案第14号、議案第15号、議案第17号のうち所管部分、議案第18号及び議案第19号をそれぞれ付託いたします。

---

**竹村安弘議長** 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

---

**竹村安弘議長** 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 3時46分

## 平成28年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

平成28年3月25日（金）

午前10時00分 開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 1 号 諏訪広域連合行政不服審査会条例を定めるについて

日程第 3 議案第 2 号 諏訪広域連合情報公開条例の一部改正について

日程第 4 議案第 3 号 諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について

日程第 5 議案第 4 号 諏訪広域連合非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第 5 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第 6 号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について

日程第 8 議案第 7 号 諏訪広域連合と湖北行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について

日程第 9 議案第 8 号 諏訪広域連合と諏訪南行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について

日程第10 議案第 9 号 諏訪広域連合と湖周行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について

日程第11 議案第10号 諏訪広域連合と諏訪市・茅野市衛生施設組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について

日程第12 議案第11号 諏訪広域連合と南諏訪衛生施設組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について

日程第13 議案第12号 諏訪広域連合と諏訪中央病院組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について

日程第14 議案第13号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について

日程第15 議案第14号 平成27年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第15号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第16号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 18 議案第 17 号 平成 28 年度諏訪広域連合一般会計予算
- 日程第 19 議案第 18 号 平成 28 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算
- 日程第 20 議案第 19 号 平成 28 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 20 号 平成 28 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算
- 日程第 22 議案第 21 号 平成 28 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算

~~~~~

本日の会議に付した事件

- | 日程第 | 1 | 一般質問 | ページ | | ページ |
|-----|-----|----------|-----|-----|-------------|
| | 1 番 | 今 井 秀 実… | 4 4 | 2 番 | 井 上 登 … 4 7 |
| | 3 番 | 望 月 克 治… | 5 3 | | |

日程第 2～日程第 22

議案第 1 号から議案第 22 号まで 21 件一括議題

議案第 1 号から議案第 4 号、議案第 6 号から議案第 13 号、議案第 16 号、議案第 17 号のうち所管部分、議案第 20 号及び議案第 21 号 総務消防委員長報告

議案第 5 号、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 17 号のうち所管部分、議案第 18 号及び議案第 19 号 福祉環境委員長報告

議案第 1 号から議案第 21 号まで 21 件各質疑、討論、採決

閉 会

~~~~~

### ○出席議員（21 名）

| 議 席  |         | 議 席  |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 中 村 奎 司 | 2 番  | 河 西 猛   |
| 3 番  | 小 池 忠 弘 | 4 番  | 織 田 昭 雄 |
| 5 番  | 加々見 保 樹 | 6 番  | 伊 藤 玲 子 |
| 7 番  | 樋 口 敏 之 | 8 番  | 望 月 克 治 |
| 9 番  | 小 池 賢 保 | 10 番 | 小 松 一 平 |
| 11 番 | 竹 村 安 弘 | 12 番 | 今 井 秀 実 |
| 13 番 | 遠 藤 真 弓 | 14 番 | 八 木 敏 郎 |
| 15 番 | 浜 幸 平   | 16 番 | 小 池 和 男 |
| 18 番 | 井 上 登   | 19 番 | 近 藤 一 美 |
| 20 番 | 宮 下 和 昭 | 21 番 | 吉 澤 美樹郎 |
| 22 番 | 奥 野 清   |      |         |

### ○欠席議員（1 名）

17 番 小 平 雅 彦

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○説明のため出席した者の職氏名

|             |           |             |         |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 広 域 連 合 長   | 金 子 ゆ か り | 副 広 域 連 合 長 | 今 井 竜 五 |
| 副 広 域 連 合 長 | 柳 平 千 代 一 | 副 広 域 連 合 長 | 青 木 悟   |
| 副 広 域 連 合 長 | 小 林 一 彦   | 副 広 域 連 合 長 | 五 味 武 雄 |
| 監 査 委 員     | 北 原 國 男   | 事 務 局 長     | 宮 坂 茂 樹 |
| 会 計 管 理 者   | 湯 沢 広 充   | 企 画 総 務 課 長 | 橋 爪 誠   |
| 情 報 政 策 課 長 | 永 田 賢 二   | 介 護 保 険 課 長 | 原 田 初 秋 |
| 八 ャ 岳 寮 寮 長 | 田 村 茂 正   | 消 防 長       | 佐 久 卓   |
| 消防次長兼総務課長   | 宮 澤 清 人   | 岡谷市広域担当課長   | 山 岸 徹   |
| 諏訪市広域担当課長   | 木 島 清 彦   | 茅野市広域担当課長   | 小 池 徹   |
| 下諏訪町広域担当課長  | 山 田 英 明   | 富士見町広域担当課長  | 植 松 佳 光 |
| 原村広域担当課長    | 折 井 為 彦   |             |         |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|       |         |           |         |
|-------|---------|-----------|---------|
| 書 記 長 | 松 崎 寛   | 企画総務課総務係長 | 国 枝 准 也 |
| 書 記   | 武 居 靖 彦 |           |         |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

平成28年3月25日（金）

## 第1回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 （ 2 - 2 ）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時51分

（傍聴者 なし）

開 議 午前10時00分

**竹村安弘議長** おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入るに前に先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は21人であります。

#### ○日程第 1

##### 一般質問

**竹村安弘議長** 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 12番、今井秀実です。一般質問させていただきます。

諏訪6市町村は、それぞれ基礎自治体として住民福祉向上のための独自施策を展開しているところですが、国の政策誘導もあり、これまで以上に市町村の枠を超えた広域連携の課題が検討されることも多くなっている現状であります。そのような中、一度広域連合の課題と各市町村の広域連携の課題との関係について頭の整理をしておく必要性を感じ、今回の一般質問をすることといたしました。

諏訪広域連合では、現在平成24年度から平成28年度を計画期間とする広域計画に基づき介護、消防、八ヶ岳寮、小児夜間急病センター、電算処理、ふるさと振興基金事業などを行っているところですが、一方、各市町村の広域連携課題としては広域観光、障害者福祉、鳥獣害対策、防災対策など、諏訪6市町村が連携して取り組むことが望ましい課題も多いという実情もあります。諏訪広域連合として行っている事業課題と、各市町村の広域連携課題は密接に関係していることは確かですが、当然分けて考え対応していかなければならないものであります。諏訪広域連合の事業課題と各市町村の広域連携課題との関係、すみ分けについて基本的な考え方をお聞きいたします。以上で、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

**竹村安弘議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 今井秀実議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、広域連合で行っている主な事業は、規約に基づき、一つ、介護保険法及びその施行法の規定に基づく事務に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。一つ、本年度より一元化された消防に関する事。一つ、救護施設八ヶ岳寮の設置、管理及び運営に関する事。一つ、諏訪地区小児夜間急病センターの設置、管理及び運営に関する事。一つ、関係市町村の電算処理の調整に関する事務に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。一つ、障害程度区分審査会の設置及び運営に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。一つ、諏訪地域ふるさと振興基金事業の実施に関する事。一つ、広域的課題の調査研究に関する事などが挙げられます。

これらの広域事業の根幹となる第3期広域計画は、平成20年度、国のふるさと市町村圏計画推進要綱の廃止により、地域の実情に応じて構成市町村の自主的な協議により、その取り組みが行われることとなり、広域連携や圏域の枠組みを維持しながら既の実施している共同処理事務は継続していくこととなっております。

現在、長野県内には諏訪広域連合を含め10広域連合があり、全ての市町村がいずれかの広域連合の構成市町村になっており、介護認定調査、消防、ごみ処理など多くの事務処理をしています。また、地方自治法の改正により、新たな広域連携の制度として連携協約や事務の代替執行が創設され、連携中枢都市圏の仕組みが創設され、定住自立圏の取り組みへの支援も強化されています。あわせて国のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、連携中枢都市圏や、定住自立圏などの地域連携が位置づけられています。

こうしたことを踏まえて、長野県は市町村間連携の枠組みを1階として、連携中枢都市圏や定住自立圏等、中心市を中心とした柔軟な仕組みを2階とする、二重構造として地域の実情や事務の性質に応じて使い分けるのが適切であり、一方、観光や情報通信分野での連携等、業務の内容に応じて、広域連合に捕らわれない個別事業での連携も必要であると捉えています。

諏訪地域におきましても、広域連携や圏域の枠組みの中で広域連合構成市町村にはそれぞれ大きな事業課題がありますが、広域連合は基本的には構成市町村の事務の共同処理などスケールメリットを生かせる事務や専門性が必要な事務を行い、定住自立圏や観光圏などは圏域の特徴を生かす取り組みや、政策面での連携に活用するなど、事務の性質に応じて使い分けることが必要であると考えています。

広域連合といたしましては、今後も事務は全て広域規約及び広域計画にのっとり、これを遂行し、国の法律、県、関係市町村の総合計画との調和を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

**竹村安弘議長** 今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 12番、今井です。2回目の質問をさせていただきます。

どんな答弁が来るかというところを聞いてからという思いがありますので、ちょっと通告していないことも聞かせていただきたいと思います。かなり一般的に答えていただいたので全てごもつともという感じはするんですが、最後のほうで、広域連合として扱うというのはスケールメリット

とか専門性とかというのが生かされるというところを重きに置くということで、各市町村の広域連携の課題は、その事務の性格によってということですが、具体的によく広域連携課題として登場する課題として、この議会でもそうですが、広域観光ということ、それから障害者福祉のことは私も一般質問などで、ちょっと広域連合としてもかかわりを持ったほうがいいんじゃないかという質問もさせていただきましたが、障害者福祉の問題、それから鳥獣害被害みたいな本当に市町村の枠を越えてというもの、それからこの消防の一元化がされているということがありますが、それと連携するような形で防災対策の充実というようなあたりが例示的に頭に浮かぶんですが、それぞれそのすみ分けというような発想で考えると、どんなふうに今のそれぞれの課題について、どんな考えでおられるか、ちょっと具体的にお聞きしておきたいと思います。

もう一つ、そういう課題の中で各市町村の広域連携の課題なんだけれど、ちょうど諏訪広域連合として取り上げたほうがいいと、例えば今回の議案では、行政不服審査の関係で第三者委員会を広域でやっていこうというふうに具体化してきているわけですが、そういう場合に各市町村との調整とか事務局での検討とか、それが今回のような形であれば最終的には正副連合長会などを通じて、広域でやろうというふうに結晶してくるんだろうと思いますが、その辺のプロセスがどんなふうに行われていくのかという部分についてお聞きしておきたいと思います。

**竹村安弘議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 課題のすみ分けということでございますが、広域連合に位置づけられている課題につきましては、規約等にのっとって、その事務を遂行していく。そして、6市町村共通の課題等々、さまざまなことについては常日ごろからいろいろな会議を通じて連携、あるいは情報交換を行ってまいっております。

その広域連合におけるさまざまな事務事業については、広域連合の会議において協議、報告されておりますが、この会議は広域連合の事務局長、課所長と、構成市町村の広域担当課長で構成する広域担当課長会議、構成市町村の副市町村長による副市町村長会議、そして正副連合長による正副連合長会議、この三つの段階がございます。そして最終意思決定は、正副連合長会議でなされます。この会議には広域連合のものだけではなく、構成市町村の事務事業の報告や抱える広域連携の課題について必要に応じて協議をされていると、先ほど申し上げたとおりでございます。

その構成市町村の広域連携の課題につきましては、まず自庁内の関係部署等で十分に論議された後、広域担当課長会議で議論、協議されます。そしてその後、副市町村長会議にて同様に議論と協議が行われ、正副連合長会議に議題提出となり判断をいたしております。

連携課題として各市町村より広域担当課長会議に議題提出されても、差し戻しをされたり、仮に担当課長会議に了承され副市町村長会議に議題提出されたとしても、同様に差し戻されたりすることもございます。また、正副連合長会議で了承されず、ここでも同様に広域担当課長会議へ差し戻されるということもあります。

このように、広域連合の会議は広域担当課長会議、副市町村長会議、正副連合長会議の3階層による十分な慎重審議がされ、広域連合自体の課題のみならず、構成市町村の連携課題が広域連合の



課題として承認されるという仕組みをとっております。

**竹村安弘議長** 今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 実際に諏訪広域連合の課題というふうになってくるプロセスの3段階については理解できますし、そういうところで慎重にということが必要なので差し戻すこともあるという部分はよく理解できました。

それで頭の整理ということでは、もう1回、これで3回目ですので通告という部分では言ってないかもしれませんが、自分の問題意識の中では、この各市町村が広域連携の課題というふうになってきたときに、例えば今の時期でいうと、まち・ひと・しごとという話も出ましたが、広域的な連携というのに結びつけると交付金がつきやすいみたいな部分も、今のこの瞬間はあって、その是非については自分はいかがかという部分も感じるときもあるんですが、ただ確かに各市町村で取り組むよりも広域連携という形で取り組んだほうがよい課題が出てきたりする。それが先ほど言った観光とか障害者福祉とか防災とかという以外にも、産業振興みたいな分野にまでそういうふうに広域連携みたいな形をとることが、何か求められてくるみたいな流れもあるかと思うんですが、ただだからといって、変な言い方ですが、安易にちょうど6市町村の枠組みにはまるので、これは広域連合の課題だというふうに次々とするというのはいかがかなという感想も一方で持っているのですが、その辺の答弁はきちっと言葉を選んで答えていただいているので、規約にのっとり、また広域計画にのっとりということよくわかっているし、さっきの3段階の検討を経て、本当に広域連合の課題にするには慎重に対応するということまではわかりますが、一方で今のいわゆる地方創生の流れにより、広域連携というのが強く何か求められるような背景が一方である、それがちょうど6市町村という枠組みが望ましいような課題も頻繁に出てくるというあたりで、そのすみ分けをどうするかという部分について、もう一度頭の整理ということでお聞きしておきたいと思います。

**竹村安弘議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 今井議員がおっしゃっていただいたように、規約にのっとって広域連合として位置づけられている事務事業につきましては広域連合で行ってまいります。また、広域連携の課題というものがこの地域にあるということで、これにつきましては6市町村、常に情報交換、意見交換を行いながら、この圏域住民にとって喜ばれる、あるいはこの地域の発展に資する、そうしたもののについては取り組んでおります。現在も取り組んでおるところでございます。

いずれにいたしましても、広域連合という事業体といたしましては、その定められた枠組みの中で、またあるいは手続にのっとって取り組んでまいりたいと思っております。

**竹村安弘議長** 次に、井上登議員の質問を許します。井上登議員。

**18番井上登議員** 諏訪市の18番の井上でございます。今回の質問は、昨今の介護施設の経営状況と虐待の問題について質問をいたしたいと思います。

まず、介護報酬の削減などで介護を支える事業所の経営はますます厳しくなっており、介護職員の処遇の悪化などから職員の離職などによって経営破綻に至っている事態が報じられています。前回の定例会の中では、諏訪広域での社会福祉法人の関係では倒産している事業所はないということ



でありましたが、諏訪広域の中でもこの経営悪化の問題が表面化をして顕著になっているのではないのでしょうか、というのが最初の質問ですが。

もう一つ虐待の問題についてですが、御存じのように川崎市の民間有料老人ホームで、入所者3人が相次いで転落死をして、23歳という、入社してまだ半年余りの青年が逮捕された。そしてそれを認めているという大変ショッキングな報道がありました。高齢者施設での虐待というものは、今報道の中で増加の一途だというふうに思います。諏訪広域での虐待の問題、あるいは事故の状況がどのようになっているか、まずお聞きしたいと思います。以下は自席で行います。よろしくお願いします。

**竹村安弘議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 井上登議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、昨今の介護施設等の運営についてお答えいたします。平成27年度介護報酬改定は、改定率がマイナス2.27%で、通所介護を初め、ほとんどのサービスで基本報酬が引き下げとなり、事業者にとっては大変厳しい内容となりました。一方で、地域包括ケアシステムの構築に向けて、中重度者や認知症対応などを加算で重点評価し、サービスの機能を評価する方向へシフトしていくことが明確に打ち出されております。介護施設におきましても、報酬の引き下げ分については、介護職員処遇改善加算や、介護福祉士の配置比率や手厚い人員体制を評価する加算を算定することで、報酬が下がらない状態を維持できるため、積極的に体制を整備していただき加算を算定していただいております。

長野県が昨年10月に行った調査によりますと、全事業所の約6割は報酬改定後収入が減ったとし、約4割はふえた、または変わらないと回答しており、加算が算定できる手厚い人員体制などが整備できている事業所への影響は少なかったと考えられますが、手厚い人員体制が整わない事業所につきましても、少なからず影響があったものと考えられます。諏訪圏域内では今のところ、介護報酬のマイナス改定が直接の原因となる事業所の廃止や休止についてはお聞きしておりませんが、今後も影響については情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護職員の離職、確保についてですが、介護分野の求人倍率は全職種平均と比べて高く、離職率も全産業の平均と比べて高い傾向にあるなど、需要と供給のバランスがとれていない状況となっており、介護職員不足により利用者の受け入れを制限している介護施設もある状況です。このため慢性的な介護人材不足により、介護の質が低下することや職員への負担の多さとストレスが原因となり職員の離職や高齢者虐待へつながることも懸念されます。

国では平成27年度補正予算において、潜在介護人材の呼び戻し、若者、中高年齢者の新規参入促進、離職防止、定着促進の三つの視点に立った追加的、緊急的な取り組みを講じるための財源が確保されました。今後県計画が作成され、当該計画に基づき介護従事者の確保に関する事業が実施されていくこととなります。これらの政策の推進により、当広域連合としても地域の介護人材の確保を図るとともに、今後の動向について注視してまいりたいと考えております。

次に虐待の防止など、事件、事故の対応についてお答えいたします。高齢者の尊厳を失わせる重

大きな問題である高齢者虐待は決してあってはならないことでありますが、報道等で御存じのとおり、先般の老人ホームでの深刻な高齢者虐待の事案については大変残念なことでありました。長野県がこのほどまとめました平成26年度の県内介護施設等での高齢者虐待は5件であり、虐待種別は身体的虐待と心理的虐待で、施設の種別では特別養護老人ホームが3件、有料老人ホームと通所介護サービスが各1件でありました。このうち諏訪圏域では、特別養護老人ホームでの虐待が1件となっております。

介護施設における虐待防止の取り組みですが、虐待防止の研修、苦情相談窓口の設置や、内部監査などを含めた業務管理体制全般について適切に運用されているかどうか、管理者はもちろんのこと、施設を運営する法人においても適切に把握することが求められています。特に施設の管理者につきましては、日ごろから職員の状況や職場環境の問題など十分に把握していただき、職員の負担の多さやストレスが虐待につながる可能性があることから、職員が気軽に悩みを相談できる風通しのよい職場づくりをしていただくことや、管理者が積極的に声かけし、何でも言い合える関係づくりをしていただくことを、事業所指導などの際に周知を図っております。

また、現在事前に通知をしてから行っています事業所への実地指導を、本年4月からは不正の情報が寄せられた施設などを抜き打ちでも実地指導を可能とすることを国は示していますので、今後はこうした取り組みをさらに進め、市町村とも連携をして介護施設における虐待の防止を図ってまいりたいと考えております。

**竹村安弘議長** 井上登議員。

**18番井上登議員** ありがとうございます。まず経営の問題ですけれども、介護施設ですね、特に民間の場合は、借入金の返済問題で経営が大変なわけでありまして、生き残るためには何かを削らなければいけないわけでありまして。人件費をどうするかということになるんですけれども、そこで労働者への影響がどういうふうになっているか、賃金などの遅配は起こっていないか、また賃金の引き下げや退職という結果につながっている結果はあるんじゃないでしょうか。

それから利用者への影響、先ほどちょっと触れられましたけれども、食費の値上げがされていないか、サービスは低下がないかなど、いろいろ心配をされているわけでありまして。

それから施設の経営が悪化をしていて、倒産には至っていませんが、赤字になっている事業所というのはあると思うんですね。その割合がどのぐらいになっているのか。そして利用者としては、報道された事例からも入所金が返ってこないとかですね、途中で施設を退所しなくてはならないとか、いろいろな問題に追い込まれていくわけでありまして。

それから、デイサービスやショートステイなど通所系では、採算が合わない、赤字になっている部門が多いというふうに思われます。そうなりますと事業者として、これらの事業からは撤退をして、採算の合う事業だけを取り込もうという動きになっていくんじゃないかと思いますけれども、その場合の対応をどのように想定しているかという点についてお聞きをしたい。

それから全体として、介護施設の今後の経営がどのように推移していくかということ、どういうふう把握をしているかという点についてまずお聞きをしたいと思います。

それから、先ほど加算のことを言われましたけれども、なかなか資格のある人材をそろえるとか、資格を取得してもらうとかいう加算がありますけれども、なかなか加算が思うようにはとれていないのではないかというふうに思っています。この理由について、どういうふうに考えているかについてもお聞きをしたいと思います。

それから虐待のことに関して言いますと、先ほどの例で言いますと、あの事件は最初に転落事故があったときに対策をとっていれば、恐らく次の事件は防げたのではないかというふうに言われています。1回目のときも2回目のときも、この施設は、「御本人様が穏やかに過ごせる心身状態になるように努めます」と、こういうコメントを言っただけなんですね。何の対策をしていない。そして3件目に至っては、施設側はですね、市への報告そのものをしていないということがわかっています。しかもこの施設は、ほかにも入浴中の死亡事故や別の職員による虐待が起きていたということなんですね。

この問題はちょっと根深いんだというふうに思いますけれども、施設側の対応の不備は当然ですが、この犯行を犯した青年がまだ23歳という、社会に出たばかりの青年なんですよ。これが複数の殺人事件を起こしたということになれば、一般的には死刑なんですね。死刑判決を受ける。本人にとっても、その両親にとっても非常に悲しい結末を迎えると思うんですが、もちろん被害に遭われた方は大変お気の毒なわけでありましてけれども、諏訪広域においても先ほど説明ありました1件あったということでありましてけれども、状況はいろいろ違うと思いますけれども、こういう事例に照らして諏訪広域ではどのような対策をとっていかうとお考えでしょうか。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、最初に介護報酬に係る御質問をいただいておりますので、まず介護施設で働く職員の皆さんへの影響の部分であります。介護報酬のマイナス改定によって賃金や職員の退職等の影響というはお聞きをしておりますが、報酬改定の影響というよりも、無理な経営によって、そういう事象が起きているということはお聞きをしております。実際にお聞きをした内容では、賃金の支払いがおくれている、また多くの職員が退職になっているという、そんな状況はお聞きをしているところであります。

また報酬改定の影響の中で、利用者さんへの影響等の関係であります。報酬が下がりますと自己負担も下がるという直接的な要因はあるわけなんです。当然事業所にとりましては、その分のコストをどこかで吸収しなければいけないということでもあります。具体的に今、諏訪広域連合が許可権を持っております地域密着型の事業所につきましては、食費等の値上げ等の届け出については現在ありませんが、お聞きをしますと、その分を事業所の中で節約をして吸収をしていくということ、事業所のほうでは考えているということをお聞きをしております。

また当然サービスの低下の部分であります。これについてはやはりいろいろな要因によりまして職員不足というところが、やはり大きな要因ではないのかなと考えております。また経営悪化の中で赤字になっている事業所の割合の御質問をいただきましたが、実際事業所の全ての決算書類については諏訪広域のほうで監査、指導等は行っておりませんので、具体的な内容については承知し

ていないわけではありますが、先ほど連合長のほうから答弁させていただきましたように、県の調査の中では事業所の全体の6割が減収になってきているということが明らかになっております。そう考えますと、多くの事業者の中で今までよりも収入のほうは減少しているところが多い、そんなふうに考えているところであります。

また、デイサービス、ショートステイなどの通所系サービスのお話をいただきました。確かに小さな事業所が多いわけでありますので、報酬改定の影響が強く出るサービスではありますし、またデイサービスやショートについては、今回の報酬改定の中でも改定率がかなり大きな減収になるような改定がされたところもございまして、それによって事業からの撤退というところにつきましては、私どもも心配をしているところでありますが、4月以降現在までデイサービスやショートについては県の許認可ということになりますので、県のほうから新設廃止、休止等の情報を保険者である広域連合のほうはいただいておりますが、その状況を見る中では事業所が大きく減少しているという傾向は見られないので、今後も状況については注視をしていかなければいけないのかと考えております。

また、施設の経営状況の御質問であります。基本的には事業所指導のときに聞き取り等で経営状況や、また職員の配置状況につきましてお聞きをしているということになります。人員については当然基準違反にならないような人員確保かどうかを確認をさせていただいておりますが、今決算書類等の提出については求めておらず、口頭により事業所のほうから聞き取りをしているということで把握をさせていただいているということでもあります。

また、加算の取得の御質問で、先ほども連合長のほうからお答えしましたとおり、加算をとれている、そういう事業所については大きな影響が出ていないということでもありますし、全ての加算をとれる事業所については、今回の報酬改定の中ではプラスになる計算にはなっております。反面、加算がとれない事業所につきましては、報酬の減ということで影響を受けているということでもあります。その中で加算が取得できない理由についての御質問をいただきましたが、先ほどの県の影響調査の中でいきますと、やはり加算に必要な職種と人員がやはり要因となっております。具体的には、介護職員、そしてあと看護職員、そして介護支援専門員についての職種が加算の対象となるだけ確保できないというのが大きな要因であるのかなというふうに考えております。

続いて虐待の関係であります。お話いただきましたとおり、諏訪広域においても実際に虐待事象ということで起きております。そんな中でこの虐待についての対応であります。先ほども連合長のほうからもお話ししましたとおり、基本的には事業所の実地指導、そして多くの事業所を一堂に会しての集団指導というのがございます。また地域密着の事業所については、運営推進会議というのが定期的に開かれておりますので、その中で体制整備をきちんと整えていただくこと、また対応マニュアルを整備していただくこと、それと一番は忙しい中で、なかなか職員の悩みや相談に対応できない、そんな現状もありますので、やはり諏訪広域の中で虐待に至らずとも、疑いがあるということで事業所を訪問させていただいていることもあります。

そんな中でいきますと、やはり職員同士のコミュニケーション不足というのがやはり一番大きな

要因となっていると考えていますので、その部分については連合長のお答えのとおり、風通しのよい職場、そういうものをきちんと整備していただくということをお願いをしてきているという状況であります。以上です。

**竹村安弘議長** 井上登議員。

**18番井上登議員** ありがとうございます。経営の問題と虐待の問題ですけれども、いずれにしても介護報酬の引き下げという問題、あるいは職員の処遇の問題、これが大きく影響していると思います。そこで、この報酬引き下げの撤回、あるいは処遇改善交付金などの再創設というものを国に求めていくことが大事だと考えているわけですが、いかがでしょうかという質問ですが。

また広域独自で今、県のほうからいろいろ情報を得ているということですが、独自の調査というものをやはり必要ではないかと思うんです。聞き取りはしているけれども、なかなか内容に踏み込んではいないように思います。

それから、利用者からさまざまな相談が来ているかどうか、来るかどうかというまず問題があるんですけれども、介護施設が経営状態が余りよくないというような話が流れると、相談というよりは自分でいろいろなところへ施設に当たって行って話を進めているということで、逆にその施設の側からどうなっているんだという話が来るわけですね。ですから、相談体制が余りできていないと私は思っているんですけれども、その辺の体制はどうかということでもあります。

それから、厚生労働省が発表しました2014年度の調査結果によりますと、介護施設の職員による虐待は8年連続で過去最多を更新していると。被害者の8割が認知症の方だということであります。また、職員の労働環境が劣悪で、日本医療労働組合連合会が公表した介護施設の夜勤実態調査では、日勤と夜勤の2交代制勤務が9割、うち6割が夜勤の勤務時間が16時間以上だというふうになっているんですね。現場は慢性的な人手不足と言われていますが、諏訪広域の状況は少し違うと思いますけれども、重複の質問になって恐縮ですのでこの答えはいいですが、これらの原因に即した対応をしっかりとしていただきたいというふうに思います。最初の質問2項目についてお答えをお願いしたいと思います。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、最初に報酬引き下げの関係での御質問でございます。報酬引き上げの撤回と処遇改善交付金、以前制度的にございましたが、そのことについて国に求めていったらどうかという御質問でございますが、これにつきましては昨年11月に全国市長会を通じまして、今回の介護報酬の改定等に伴う要望をさせていただいております。

そんな中で適切な人材確保、そして介護従事者への処遇改善、そしてあとサービスの向上といった部分について、適切な報酬評価を設定していただきたいということで国に要望をさせていただいております。また、今後にも必要なことにつきましては、全国市長会や全国町村会を通じまして国に要望をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、広域独自の事業所や利用者さんからの実態調査が必要ではないだろうかという御質問でございますが、お答えしましたとおり、いろいろな機会を捉えましてお聞きをしてきているわけです。



が、事業者協議会でのアンケート調査については今までも実施してきております。諏訪圏域450の事業者のほとんどが一堂に会する機会でのアンケートであります、その中で引き続き、より具体的な質問項目等も加えましてアンケートを実施してまいりたいと考えておりますし、やはりその事業所の中の経営状況ということになると、なかなか実態を明確にお話をいただけない。またアンケートをしてもなかなか実態が見えない部分もありますので、そこについては今後事業所訪問をさせていただいたときには、より具体的な聞き取り等も事業者さんの経営者の方、また施設管理者にお聞きをしていって、実態をより具体的に把握してまいりたいというふうに考えております。

また利用者さんにつきましては、今、具体的には介護保険制度の中では介護相談員制度がございます。その中で事業所のほうに訪問をいただいて、直接利用者さんのサービスのこと、また職員さんのことをお聞きをしているわけでありますので、今回その利用者さんの声も具体的に集約をしてみ、利用者さんの実態を把握してみたいと考えております。

また相談体制の御質問をいただきましたが、介護保険では総合相談体制を組んでおりますのは、地域包括支援センターでの総合相談事業ということになってまいります。実際に虐待の通報が入りますのは、包括または市町村から諏訪広域への情報提供というのが非常に多いわけでありますので、その辺につきましては今度相談体制をきちんとしていくようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、虐待の部分については連合長がお答えしましたとおり、諏訪広域としましても、県の、また国の指導に合わせまして虐待防止に向けての対応につきましては強化をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

**竹村安弘議長** 次に、望月克治議員の質問を許します。望月克治議員。

**8番望月克治議員** 8番、日本共産党の望月克治です。一般質問を行います。

諏訪東京理科大学の公立化の検討が始まっています。長野県、大学の立地自治体である茅野市に加えて岡谷市、諏訪市、下諏訪町、富士見町、原村の諏訪圏域の6自治体も入って、諏訪東京理科大学公立化等検討協議会が立ち上げられ、協議会には諏訪東京理科大学公立化等検討有識者会議も設置され協議が進められています。

当初は、存続も含めて長野県立を目指していたようですが、県では受けられないとのことで、現在は自治体立か大学運営の一部事務組合を設立するのか、さらには広域連合でその母体となるのかなど、さまざまな方法が検討されているようですが、議論はこれからになるので何も決まっていない状態での質問になります。明確なお答えが得られないことは承知の上でお聞きします。既に3月議会で各自治体の考えは答えられているのですが、こうして6市町村長が一堂に会している場で私たち議員がお聞きすることができるのは、この場しかないと思いましたのでお聞きしたいと思えます。それぞれにお答えいただくことはかなわないと思えますけれど、事前に答弁の検討の際に協議はされているはずですので、6自治体の合意のされていることが確認できるかと思つての質問になります。

今広域議会には、行政不服審査請求の受け皿となる諏訪広域連合行政不服審査会を設置するため

の条例が提出され、あわせてその審査会に諏訪圏域の一部事務組合からの事務の受託も提案されています。広域連合は介護保険に関すること、広域消防に関すること、八ヶ岳寮に関することと、その業務を限って自治体の事務を引き受けています。現状のままでは理科大の設立団体とはなれないと考えます。広域連合と理科大の関係はどのようなものなのかお聞かせください。また、仮に広域連合が諏訪東京理科大学の設立団体となつたならば、どのような行程を必要とするのかお答えください。

**竹村安弘議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 望月克治議員の御質問にお答え申し上げます。

御存じのように、諏訪東京理科大学は平成2年に公私協力方式で設立された東京理科大学諏訪短期大学が、平成14年に4年生大学に改組して発足し今日に至っています。諏訪東京理科大学は現在、工学部及び経営情報学部2学部4学科が設置されており、平成18年には大学院も開設されていて、諏訪地域や県内初め全国から学生が入学し、卒業生の多くは諏訪地域などの地元就職しており地域へ人材を輩出しております。

また、ものづくりが盛んな諏訪地方の企業との産学連携や、地域自治体や各種団体と連携協定を結ぶなど地域への貢献もあります。しかしながら、諏訪東京理科大学は近年入学者の定員割れが続いていて、大学経営を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。

このような状況の中ではありますが、諏訪地域の6市町村及び長野県は、諏訪東京理科大学が将来にわたってこの地に存続していくことが必要であることを共通認識と捉えております。諏訪東京理科大学の公立化につきましては、平成27年9月28日に学校法人東京理科大学理事長から茅野市長に、諏訪東京理科大学の公立大学法人化の検討についての要望書が提出されました。要望の内容は、学校法人として昨今の少子化の中で、今後も存続発展するための改革構想を検討してきましたが、諏訪東京理科大学を公立大学法人化し、大学改革を進めることを検討すべきであるとの結論に至りました。つきましては、諏訪東京理科大学の設置に関する協定書に基づく協議の場を設置し、具体的な検討を進めていただきたいというものです。

これに続いて10月1日付で、諏訪広域連合に対し東京理科大学理事長から諏訪東京理科大学の公立大学法人化の検討についての要望書が提出されました。要望の内容は茅野市長に出された内容と同様で、あわせて茅野市長に要望した諏訪東京理科大学の設置に関する協定書に基づく協議の場に参加し、具体的な検討を進めていただきたいというものです。

広域連合長は短大誘致の際に、広域連合の前身である諏訪地域広域市町村圏事務組合の組合長の立場で、諏訪東京理科大学短期大学誘致期成同盟会会長であり、さらに諏訪東京理科大学が短大から4年制大学に改組となる際の4年制改組期成同盟会会長でありました。また、短大のときと同様に平成12年7月5日に茅野市長と東京理科大学理事長が設置に関する協定を締結したときに、長野県知事とともに立会人となっていましたので、このたびの要望書の提出先となっております。

この後10月19日には、もう一人の立会人である長野県知事に、6市町村長と広域連合長連名の諏訪東京理科大学の公立法人化の検討における要望書を茅野市長とともに提出いたしました。

公立化に向けた取り組みですが、昨年12月18日に公立化を含めた今後のあり方等を検討するため、東京理科大学理事長、諏訪6市町村首長及び長野県県民文化部長を委員とする、諏訪東京理科大学公立化等検討協議会が設置され、茅野市長が協議会長となり協議が開始されております。また、諏訪地域の産業関係者、教育関係者や諏訪6市町村議会議員等で構成される有識者会議も設置され、これらも本年2月4日に会議が開催されました。

今後はこの公立化等検討協議会において有識者会議の意見も踏まえて、公立化に向けたさまざまな事項の検討が行われることとなります。その中では、公立化、運営方法や設置主体などについて検討、協議され、判断されることとなります。広域連合といたしましては、広域連合長はこの検討協議会の委員とはなっておりませんが、検討協議会のこれからの協議を注視してまいりたいと考えております。したがって、現段階で公立化の決定や受け皿などをお答えする段階ではございません。

**竹村安弘議長** 望月克治議員。

**8 番望月克治議員** 丁寧経過を説明していただいて、広域連合が諏訪東京理科大学の設立にどう関わってきたかというのが理解できました。

今お聞きした中で、最初に聞き取りのときに聞いてなかったから答弁に入っていなかったんだと思うんですが、確かにまだ広域連合が設立団体になるということではないし、どこもそういうことは決まっていないので、この先のことはこの先に決まっていくことなんですけれども、仮に広域連合が設立母体になるとすると質問の中でもお話したように、広域連合は事務を限って行っている団体なので、新たに理科大のその運営というんですかね、そういったことも事務に入れていくということを決めていかなければいけないと思うんですけれども、そういった手続等がもしわかるようならお答えいただければと思います。

そうすると、どちらにしろ諏訪東京理科大学が現在あって、事務局もあって、その上に今度公立化ということで公立、公共団体が設置団体になると、運営にかかわる理事会なり運営するための団体を立ち上げて、どういう運営をしていくかということを協議していかなければいけなくなると思うんですね。そうすると、今までの運営よりもさらにもう一つ余計なというか、1段階ふえて検討する場ができることになると思います。現在、有識者会議でもそうなんです、先日、茅野市議会でお聞きしたところ、私ではないですが、有識者の方の中に大学の教授も何人かおられます。その方々に対する日当というのは、さすがにすごい、すごいというか私たちの日当とは比べものにならない報酬になっていたわけなんですけれども、そういったものを毎回かけて運営をしていくとなると、さらなる経費が必要になるわけですね。大阪などでは二重行政をなくせなんて、あれもどうかとは思いますが、そういった形にもなっていくのではないかと思います。

また、この広域連合、今の状況ですと初日に全協を開いてある程度協議をし、午後から会議を開いて議案を全て委員会で審査をし、翌日こうして一般質問をし、午後にはもう、午後というか一般質問が終わったら、そのまま最後に議決をするということで、丸一日ですよ。初日の午後と2日目の午前中だけで、ほぼ議案を全てこなして議会が閉じます。かなり窮屈な日程になっていると思



うんですけれども、さらにここに諏訪東京理科大のことを持ち込んだとして、それをこなしていくだけの事務体制が、仮にですよ、受けたとして、とれるのかどうか。議会でもかなり議論が薄くなるのではないかと思いますので、そういったところをお答えいただければと思います。

**竹村安弘議長** 事務局長。

**宮坂茂樹事務局長** ただいまの御質問でございますけれども、私ども広域連合事務局長でございますが、事務局といたしましては、この諏訪東京理科大公立化等検討協議会、こちら有識者会議の意見を踏まえて、これから検討協議されていくということでございます。したがって、私どもで広域連合が受け皿となるような形での想定は一切まだしておりません。したがって、今御質問にありましたような、当然広域計画、または広域規約、それからこの広域議会のあり方、そういったものについてもいまだ検討はしてございません。これはやはり有識者会議の御意見を踏まえて、それから検討協議会で審議されることでございますので、私どもがそれに先んじてそういった行いをするのは一切できませんので、現在のところ全く検討はしてございません。

**竹村安弘議長** 副連合長。

**柳平千代一副広域連合長** 一番の当事者であります私のほうから若干補足をしておきます。今事務局長がお答えしたとおり、その協議を検討協議会で行っています。ただ共通事項として確認できているのは、諏訪東京理科大学をこの地に存続させていこうと、そこに努力をしていこうということは6人の思い、それから長野県も含めまして、また東京理科大学側にしてもそのことは思っています。どういった形にするのが一番いいのかを、これから検討してまいります。方法として、公立化単独、自治体でもできます。一部事務組合でもできます。広域連合でもやろうと思えばできます。どういう形がいいのか、そういったことも含めてこれからの協議になります。よろしくお願いします。

**竹村安弘議長** 望月克治議員。

**8番望月克治議員** 最初に質問したときにも申し上げましたけれども、これからのことなので実際に進んでいないことは重々承知の上で、仮にそうなるとういった手続が必要ですかということを繰り返しお聞きしているのですが、検討していないから答えられないということなので、それはそれでいいとしますが、ただやっぱり新しい事務を加えていくということになるので、今回私が申し上げたような行政不服審査会を設置するような、そういう条例変更なり、この諏訪広域連合の形をある程度変えていかなければいけないことになるということは確実だと思います。それは今、副連合長がお答えいただいた広域でもやろうと思えばできると、すぐにできるわけではないよということとは含まれているのだろうと私は察するところですけども。

そうした中で、その有識者会議の中で出されている意見を少しお話し、皆さんは御存じのことだと思いますけれども、幾つか挙げてそこから少しまたお聞きたいんですけども、産業関係者の中からはやっぱり大学がない地域にはしたくないと、今副連合長もおっしゃいましたね。連合長も先ほどお答えの中でいただきました。大学の存在価値を感じている、まさにそうだと思います。地元企業として大学の存在意義は大きなものがあると。技術的な面との融合を期待している、要はマネ

ジメントと技術を今理科大が取り組んでいるやり方ですね、そういったことをさらに発展させていっていただきたいということであったり、このいろいろな工業が集積しているこの諏訪圏域であるので、プロトタイプ、要は諏訪ロケットみたいなことですね、先進的な技術を取り入れて開発していく、みんなで協力してやっていくというものに取り組みないかということがあったりしています。

学校教育関係者の中では、高校のそばに大学があることはいいということや、工学系の大学であるが、農業に視点を向けているのはいいとか、自然環境分野にも目を向けてみたらどうかということがあります。先ほど、最初の連合長の答弁の中にもありましたが、24日がちょうど諏訪東京理科大学の卒業式って言わないんですね、大学ってね。何だろう、学位授与式と言うようですが、大学は卒業、大学院もあるので修了ということのようですが、そこでも、この諏訪圏域三十何人でしたかね、今回就職をされているというようなことも、ちょっと数字が確かでないといけないですが、聞いています。非常に地域に貢献もしているし、地域に若い人が残ってくれるための一助にもなっていることだと思います。

ただ、検討されてもいいことをうだうだ言ってもしょうがないのですが、最初に連合長がお答えいただいたように、諏訪東京理科大を短大として受け入れる時点から、広域の前身である時代から、そこに入ってそこで意見を述べ、取りまとめをしたりしてきたと。それはやはり6圏域、諏訪圏域の6市町村を取りまとめて意見集約を可能な場だからだと思うんですね。そう考えると、これからの諏訪東京理科大学に関しても何らかの形で必ずかかわっていただかないといけない。これは確実なことだと思います。ただ、その有識者会議なり、そういうところに入って意見を述べるというのはいいと思うんですけども、設置母体になるというのはちょっと違うかなという気がしていて、大学というのはかなり、かなりというか本当に専門的なものであり、難しい分野も出てきますので、特化したやはり設立団体、理事会的なものをつくっていく必要があるのではないかと私は思っています。

そういう点では、自治体というよりも新たな何か組織ができることが一番望ましいのではないかなという気がしているのですが、そういうことも踏まえて今後かかわり、そして工業団体ですとか、さらには観光のことも広域で今、広域連合はかかわってきていますよね。そういった形でいろいろな意見を集めて、それを諏訪東京理科大学の経営に、発展に寄与するようにアドバイスをしていく、助言をしていく、そういった立場で、そういったスタンスで今後もかかわり、支えていただければと思いますが、多分そういうお考えだと思いますが、簡単にお答えをいただければと思います。

**竹村安弘議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 望月克治議員の御意見として拝聴をいたしました。そうした御意見、あるいはさまざまな御意見が圏域住民の中にはあろうかと思います。これから協議会にて、そうしたことが議論されていくと思っております。

**竹村安弘議長** これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は午前11時15分といたします。

休 憩 午前11時06分

---

再 開 午前11時14分

竹村安弘議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○日程第 2

議案第 1号 諏訪広域連合行政不服審査会条例を定めるについて

○日程第 3

議案第 2号 諏訪広域連合情報公開条例の一部改正について

○日程第 4

議案第 3号 諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について

○日程第 5

議案第 4号 諏訪広域連合非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○日程第 6

議案第 5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

○日程第 7

議案第 6号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について

○日程第 8

議案第 7号 諏訪広域連合と湖北行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について

○日程第 9

議案第 8号 諏訪広域連合と諏訪南行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について

○日程第10

議案第 9号 諏訪広域連合と湖周行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について

○日程第11

議案第10号 諏訪広域連合と諏訪市・茅野市衛生施設組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について

○日程第 1 2

議案第 1 1 号 諏訪広域連合と南諏訪衛生施設組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について

○日程第 1 3

議案第 1 2 号 諏訪広域連合と諏訪中央病院組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について

○日程第 1 4

議案第 1 3 号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託について

○日程第 1 5

議案第 1 4 号 平成 2 7 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 1 6

議案第 1 5 号 平成 2 7 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○日程第 1 7

議案第 1 6 号 平成 2 7 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 1 号）

○日程第 1 8

議案第 1 7 号 平成 2 8 年度諏訪広域連合一般会計予算

○日程第 1 9

議案第 1 8 号 平成 2 8 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算

○日程第 2 0

議案第 1 9 号 平成 2 8 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算

○日程第 2 1

議案第 2 0 号 平成 2 8 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算

○日程第 2 2

議案第 2 1 号 平成 2 8 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算

**竹村安弘議長** 日程第 2 議案第 1 号から日程第 2 2 議案第 2 1 号までの 2 1 議案を一括議題といたします。

この 2 1 議案は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について、一括報告を願います。総務消防委員長。

**小池忠弘総務消防委員長** それでは総務消防委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において当委員会に付託された議案審査に当たり、9 名の委員出席のもと、金子広域連合長、今井副広域連合長、五味副広域連合長、事務局長、会計管理者、消防長、各課長

及び担当職員に出席を求め、審査したことをまず御報告いたします。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合行政不服審査会条例を定めるについて報告いたします。

審査の過程においては、特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決であります。

次に、議案第2号 諏訪広域連合情報公開条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程については、情報の提供と不服申し立ての処理状況についてはどうなるのか、また従来は情報の開示請求が必要だったが、今回の改正でどうなるかとの質疑に対し、この一部改正条例に該当しないものは、全て国の本法に従って運用するとの答弁がありました。討論はなく、当委員会では全会一致で可決であります。

次に、議案第3号 諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程においては、特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決であります。

次に、議案第4号 諏訪広域連合非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程においては、特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決であります。

次に、議案第6号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程においては、新しい改正内容をどう守らせていくのかとの質疑に対し、火気使用設備等がある料理店等については、消防の予防査察の対象となるので指導していく。また、家庭のカセットコンロやIH機器等については、設備事業者へ指導するとの答弁がありました。また、一般家庭の周知はどうするのかとの質疑に対し、ホームページ等で周知したいとの答弁がありました。討論はなく、当委員会では全会一致で可決であります。

次に、議案第7号 諏訪広域連合と湖北行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託についてから、議案第13号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託についてを、同一内容の議案のため、一括報告といたします。

審査の過程においては、特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決であります。

次に、議案第16号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

審査の過程においては、特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決であります。

次に、議案第17号 平成28年度諏訪広域連合一般会計予算について報告いたします。

本委員会に付託されましたところは、歳入のうち1款1項1目5節と6節、2款2項、3款1項2目、3款2項、4款1項のうち総合福祉基金利子、基金繰替運用利子を除く全て、5款2項、6款の一部及び7款2項のうち恋月荘派遣職員人件費負担分を除く全て、並びに歳出のうち2款1項2目及び3款民生費を除いた部分であります。

審査の過程においては、小児夜間救急センターの1日当たりの平均利用者数と課題はとの質疑に対し、1日当たりの利用人数は平均8.6人、課題は小児科医がふえず、医師の高齢化が進む中で医師の確保と利用者の減少である。その対策としては、運営医師会との協議と各市町村の保健部

局へのPRや、新たに保育園等へのポスターやパンフレットを置くなど、PRもしていきたいとの答弁がありました。討論はなく、当委員会では全会一致で可決であります。

次に、議案第20号 平成28年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算について報告いたします。

審査の過程においては、職員数が2名減ったが、消防力が低下しないか、また、職員の平均給料月額が減った原因はとの質疑に対し、消防一元化実施計画では229名を目途に職員を減らす計画になっており、現在は235名いるため問題はない。平均給料月額減の原因は、給料の高い高齢職員の退職によるものだと答弁がありました。また、一元化して1年がたったが、課題は何かとの質疑に対し、消防団との連携体制や署所の建物の改修や計画的な車両の更新が課題である。

さらに、備品購入費3,395万8,000円の内容と救急救命士の技術向上はとの質疑に対し、備品購入費3,395万8,000円のうち、約3,000万円が高度救命資機材を備えた高規格救急自動車であり、残りの約400万円は資機材搬送車である。救急救命士の行う処置が拡大されるため、医師と連携し研修させるとの答弁がありました。

また、職員総数235名は、消防士と救急救命士を合わせた数か、消防と救急はそれぞれ専門性を持たせるべきではないかの質疑に対し、職員総数は、救急救命士83名を含めた人数である。職務の分担については、ある程度決めてやっているので問題がないとの答弁がありました。討論はなく、当委員会では全会一致で可決であります。

次に、議案第21号 平成28年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算について報告いたします。

審査の過程においては、マイナス金利のもとで、財産収入の利子及び配当金はこんなに見込んで大丈夫かとの質疑に対し、国債を4本保有しており利率が1.2%から1.6%のため、これだけ見込んだとの答弁がありました。討論はなく、当委員会は全会一致で可決であります。

以上報告を終わります。

**竹村安弘議長** 次に、福祉環境委員会付託議案について、一括報告を願います。福祉環境委員長。

**小池和男福祉環境委員長** それでは福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

当定例会において、福祉環境委員会に付託されました議案は6件でございました。

11名の委員全員出席のもと、柳平副広域連合長、青木副広域連合長、小林副広域連合長、各課長、各施設長、各係長の出席を求めまして審査してまいりました。

以下、議案ごとの審査の経過と結果について報告させていただきます。

最初に、議案第5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてを報告いたします。

審査の過程において、利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならないとあるが、どのような対応をするのかと質疑があり、有料老人ホーム



等に併設している事業所は、その居住者とそれ以外の地域から通う方に対してもサービスの提供に努めなくてはならない。従わなかった場合にはペナルティーはないが、運営推進会議でサービスの提供をお願いしていくと説明がありました。

また、運営推進会議を設けなさいとあるが、各事業所がそれぞれ持つのかと質疑があり、運営推進会議は各事業所で設け、利用者家族、地域の方、市町村職員、広域連合職員、地域包括支援センター職員等で構成されており、出席いただいていると説明がありました。

審査の結果、当委員会では全会一致可決といたしました。

次に、議案第14号 平成27年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）を報告いたします。

審査の過程において特に質疑なく、当委員会では全会一致可決といたしました。

次に、議案第15号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）を報告いたします。

審査の過程において、歳入や歳出で減額されているが、その理由は、また繰越金のもととなるものは何かと質疑があり、歳入歳出ともに給付費の減によるもので、報酬改定や国の施策としての制度改正の影響によるもの、繰越金は決算において給付費が予定を下回り、余剰金が出ることで生ずるものとの説明がありました。

審査の結果、当委員会では全会一致可決といたしました。

次に、議案第17号 平成28年度諏訪広域連合一般会計予算を報告いたします。

当委員会に付託されましたところは、歳入のうち1款1項1目5節と6節、2款2項、3款1項2目、3款2項、4款1項のうち総合福祉基金利子、基金繰替運用利子、5款2項、6款の一部及び7款2項のうち恋月荘派遣職員人件費負担分並びに歳出のうち2款1項2目及び3款であります。

審査の過程において、ストレスチェック委託料とあるが、それは何かと質疑があり、国の制度化により自治体を実施することになったとの説明がありました。

審査の結果、当委員会では全会一致可決といたしました。

次に、議案第18号 平成28年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算を報告いたします。

審査の過程において特に質疑なく、当委員会では全会一致可決といたしました。

次に、議案第19号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算を報告いたします。

審査の過程において、非常勤職員について正規職員にするべきでないかとの質疑があり、現在2名の非常勤職員がおり資料づくりが主な業務であり短時間勤務のため、非常勤職員で対応しているとの説明がありました。

また、高齢者実態調査とは何かと質疑があり、平成29年度中に第7期事業計画を策定するに当たり高齢者がどういう状況で暮らしているか具体的な状況を調査するもの。また、その調査は民生委員に依頼するののかとの質疑があり、細かな内容の分析等を行うため専門業者への委託により調査を行い、場合により介護従事者が調査書の記載を支援するとの説明がありました。

また、地域支援事業の1次予防と2次予防の内容と成果について質疑があり、1次予防は元気な高齢者への介護予防のPRや介護予防の講演会、2次予防はチェックシートを用い、その人に適した2次予防サービスを提供するもの。成果としては、介護を必要としないために介護予防を推進していくことが成果につながるとの説明がありました。

また、居宅介護住宅改修費がふえ、居宅介護福祉用具購入費が減っている、その理由は何かと質疑があり、現在、福祉用具をレンタルされる方が多い。在宅に関しては手すりや段差の解消が必要な方が多く、住宅改修の利用がふえているとの説明がありました。

また、介護予防の市町村と広域連合の連携について質疑があり、新しい事業を展開するには広域連携は必要と考えている。地域資源を生かした取り組みは市町村が主体となるが、それらを生かしつつさらに連携を図っていききたいと説明がありました。

また、医療と介護の関係について質疑があり、現在医療に関しては情報がなかなか入ってこないのが現状であるが、第7期事業計画では介護と医療の一体計画という方向性が示されているので、今後連携は図られるものと見ていますと説明がありました。また、報酬減に伴い圏域内の事業所の状況はと質問があり、現在、圏域内では報酬減による廃止はないと説明がありました。

また、障がい者と要介護者のすみ分けはどのようになっているのかと質疑があり、障がい者が65歳以上になると介護保険が原則優先される仕組みであり、適用については介護保険の市町村窓口や社会福祉の障害窓口で適切に振り分けをしているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会では全会一致可決といたしました。

以上、報告といたします。

**竹村安弘議長** ただいまの各委員長報告に対し、これより1件ずつ審議、採決を行います。

まず、議案第1号 諏訪広域連合行政不服審査会条例を定めるについて、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 諏訪広域連合情報公開条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。



これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 諏訪広域連合個人情報保護条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 諏訪広域連合非常勤特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及び諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。何か御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。望月克治議員。

**8番望月克治議員** 広報といいますか、周知についてお聞きしたいんですけども、委員会の中でも議論がされてホームページ等で伝えていくと、あとは業者さんに家庭用のものなどは周知して行って実際に行うということですけども、一般市民でもガスコンロとかそういう、今回新たにグリル何とかというのが入ってきてということですが、ホームページなどだけでは一般的に市民に周知するには不足ではないかと思うのですが、業者だけで十分なのかどうか、そこをもう一度確認したいと思います。

**竹村安弘議長** 総務消防委員長。

**小池忠弘総務消防委員長** 望月議員からの質問でありますけれども、議論の中では結果的にはホームページで全体周知をするということではありますが、今度の新しい部分はごく少ないわけですね。だからその部分についてですから、特に業者等で説明すれば、今までは今までどおりやりますし、特に遜色はないだろうというお話がありました。基本的にはホームページでこれからの内容については周知されると、そのような答弁をいただいております。

**竹村安弘議長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 諏訪広域連合と湖北行政事務組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託についてから、議案第13号 諏訪広域連合と白樺湖下水道組合との間の行政不服審査法の規定に基づく機関の設置及び運営に係る事務の受託についてまで、7

議案を一括して、これより質疑、討論を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号から議案第13号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第7号から議案第13号までは原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成27年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第１６号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１７号 平成２８年度諏訪広域連合一般会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第１７号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１８号 平成２８年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第１８号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１９号 平成２８年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 12番、今井秀実です。議案第19号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算について意見を述べます。

昨年4月に介護保険の大幅改定がされ、特養入所を原則要介護3以上とすること、利用料本人負担に2割が導入されたこと、低所得の施設入所者に対する食費、居住費の支援に制限がかけられたことなど、利用者にとっては大きな影響が及ぶものとなっています。事業者とともに保険者としても正確な実態把握をした上で、利用者の立場に立ってその影響が最小限となるよう努めていくことが求められます。同時に実行された介護報酬の大幅引き下げにより、各事業所の経営も困難になっており、事業の縮小、撤退、サービス低下が心配されるところです。介護職員の処遇改善が進んでいないという問題もあります。その実態把握と適切な対応も保険者として大切な課題であります。

要支援1の方に対する居宅サービスは、来年4月から新しい総合事業に移行していくこととなりますが、サービス低下につながらないよう十分な準備が必要であります。また、今後進められようとしている医療分野の病床数削減の影響で、病院から介護へという流れが拡大することも予想され、それに対する十分な対応も重要であります。必要なサービスは必要なときに受けられるよう国にも要望を上げながら、利用者にもまた事業者に対してもより一層丁寧な対応を求めながら、本予算には賛成をいたします。

**竹村安弘議長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成28年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成28年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算に

ついて、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

**竹村安弘議長** 以上で、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

---

閉 議 午前11時49分

---

**竹村安弘議長** 閉会前に広域連合長の御挨拶をお願いいたします。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり、慎重なる御審議をいただき、御提出申し上げました各議案につきましては、それぞれ原案のとおり御議決をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

議会の審議を通していただきました貴重な御意見等につきましては、今後さらに検討を深め課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

結びになりますが、間もなく28年度のスタート4月1日を迎えます。また、地域を挙げて御柱祭で活気が盛り上がってまいります。議員各位を初め、関係する皆様方の一層の御活躍と御健勝を祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

**竹村安弘議長** これにて、平成28年第1回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

---

閉 会 午前11時51分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長                      竹   村   安   弘

2   番                      河   西                      猛

2 0 番                      宮   下   和   昭



## 議 案 等 の 審 議 結 果

広域連合長提出

| 事 件 番 号    | 上程月日    | 付 託 委 員 会   | 議決月日    | 審 議 結 果 |
|------------|---------|-------------|---------|---------|
| 議 案 第 1 号  | 28.3.24 | 総務消防委員会     | 28.3.25 | 原 案 可 決 |
| 議 案 第 2 号  | 〃       | 〃           | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 3 号  | 〃       | 〃           | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 4 号  | 〃       | 〃           | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 5 号  | 〃       | 福祉環境委員会     | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 6 号  | 〃       | 総務消防委員会     | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 7 号  | 〃       | 〃           | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 8 号  | 〃       | 〃           | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 9 号  | 〃       | 〃           | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 10 号 | 〃       | 〃           | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 11 号 | 〃       | 〃           | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 12 号 | 〃       | 〃           | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 13 号 | 〃       | 〃           | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 14 号 | 〃       | 福祉環境委員会     | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 15 号 | 〃       | 〃           | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 16 号 | 〃       | 総務消防委員会     | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 17 号 | 〃       | 各 常 任 委 員 会 | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 18 号 | 〃       | 福祉環境委員会     | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 19 号 | 〃       | 〃           | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 20 号 | 〃       | 総務消防委員会     | 〃       | 〃       |
| 議 案 第 21 号 | 〃       | 〃           | 〃       | 〃       |